

むつ市議会第187回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成18年3月16日(木曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 23番 大澤敬作 議員

(2) 21番 横垣成年 議員

(3) 12番 村川壽司 議員

(4) 59番 斉藤孝昭 議員

【建設常任委員長報告、質疑、討論、採決】

第2 議案第27号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第3 議案第38号 平成17年度むつ市水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58人）

1番	濱	田	栄	子	2番	山	本	留	義
3番	白	井	二	郎	4番	村	中	徹	也
5番	堺		孝	悦	6番	川	端	一	義
7番	川	下	八	十	美	9番	菊	池	一
10番	新	谷		功	11番	高	田	正	俊
12番	村	川	壽	司	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	富	岡	幸	夫	17番	杉	浦	守	彦
18番	柴	田	峯	生	19番	杉	浦		洋
20番	久	保	田	昌	司	21番	横	垣	成
22番	工	藤	孝	夫	23番	大	澤	敬	作
24番	松	野	裕	而	25番	東	谷	良	久
26番	東	谷	正	司	27番	佐	々	木	隆
29番	竹	本		強	31番	坂	井	一	利
32番	福	永	忠	雄	33番	板	井	磯	美
34番	飛	内	賢	司	35番	赤	松		功
36番	田	澤	光	雄	37番	德			誠
38番	佐	々	木		肇	39番	鎌	田	右
40番	菊	池	広	志	よ	41番	野	呂	泰
43番	千	賀	武	由	喜	44番	目	時	睦
45番	田	高	利	美	男	46番	澤	田	博
47番	菊	池		清	文	48番	柏	谷	
49番	工	藤	清	四	均	50番	服	部	清
52番	杉	本	清	記	三	53番	慶	長	德
54番	佐	藤		司	造	55番	牛	滝	春
56番	本	間	千	佳	夫	57番	半	田	義
58番	坪	田	智	十	秋	59番	斉	藤	孝
60番	中	村	正	志	昭	61番	富	岡	
62番	川	端	澄	男	修	63番	宮	下	順
									一
									郎

欠席議員（5人）

8番	小	林		正	28番	立	石	政	男
30番	千	船		司	42番	工	藤	直	義
51番	池	田	正	利					

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育委員会 委員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公営企業者 管理	杉山	重一
代査委員 監査委員	菊池	十 四 夫	選挙管理委員会 事務代理	佐々木	鉄郎
農委員会 委員	立花	順一	総務部長	齋藤	純
総務調整 総務課	佐藤	忠美	企画部長	渡邊	悟
民生部長	高橋	勉	保健福祉部	名久井	耕一
経済部長	森	正剛	建設部長	藤井	幸男
教育部長	宮下	孝信	教委事務 員	新谷	加水
監査委員 局長	小川	照久	総務課 副総務	佐藤	節雄
企画部長 企画課	工藤	武勝	企画調整 課	近原	芳栄
選挙管理委員会 事務局長	大芦	清重	農委事務局 局長	西山	肇
公企副水 道課長	菊池	正	公企副総 務課長	石田	武男
企画部長 企画課	奥島	慎一	企画課 長	下山	益雄
川庁舎所 内長	佐藤	吉男	大庁舎所 長	中嶋	康夫
協野沢 庁舎所長	千船	藤四郎	総務課 副課長	濱田	賢一

事務局職員出席者

事務局長	藤田	修	次長	小島	昭夫
主幹	柳田	諭	庶務係長	古川	俊子
庶務係 主任査	濱村	勝義	調査係 査査	青山	諭

庶務係任 赤石奈穂子

議事係事 葛西信弘

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は55人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

3月7日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、会議規則第104条の規定に基づき、建設常任委員長から委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布してありますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

教育長の発言

○議長（宮下順一郎） 次に、教育長から発言の申し入れがありますので、これを許可いたします。教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） ただいま議長のお許しをいただきましたので、この場をおかりし、市民の皆様初め議員各位に対しまして、このたびの教員の不祥事に当たりおわびを申し上げます。

昨日のテレビ、そしてけさの各紙に報道されたところではありますが、市内中学校教諭による未成年者に対し、みだらな行為をした、すなわち県青少年健全育成条例違反の疑いで逮捕されるといふ、言語道断、あってはならない事件が起こり、このようなことは子供を守るべき、指導すべき立

場にある者にとっては、たとえどんなことがあっても絶対にあってはならない行為であり、許されるものではありません。まさに青天のへきれき、まことに遺憾なことであり、生徒、保護者を初め市民の皆様には、おわび、謝罪の言葉が見つからないほどであります。

本教諭は拘留中でありますので、現在は報道されている以上のこと、詳細については把握できる状況にはないのでありますが、今後は二度とこのようなことがあってはならないし、生徒、保護者、卒業生はもとより市民の皆様、議員各位に対し、多大な不名誉、ご心痛を与えましたことに対し、教育を預かる責任者といたしまして、心からおわびを申し上げます。

これを機に、管内すべての教職員に対し、なお一層の厳正な服務に努めさせるとともに、教育者としての使命感、公僕としての意識をさらに喚起させ、二度とこのようなことがあってはならないことを緊急の臨時校長会を開催し、すべての所属教職員に対し、再確認、徹底させる所存であります。

学校を思う生徒、保護者、市民の皆様の信頼回復のため、学校ともども渾身の努力を重ねる所存でありますので、今後ともなお一層のご指導、ご叱責を賜りますようお願い申し上げまして、おわびといたします。

○議長（宮下順一郎） これで、教育長の発言を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（宮下順一郎） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、大澤敬作議員、横垣成年議員、村川壽司議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

大澤敬作議員

○議長（宮下順一郎） まず、大澤敬作議員の登壇を求めます。23番大澤敬作議員。

（23番 大澤敬作議員登壇）

○23番（大澤敬作） むつ市議会第187回定例会に当たり、日本共産党議員として一般質問を行います。

第1に、六ヶ所村の再処理工場についてであります。これについては、2月の10日前に、ある放送機関から、無農薬で東京の消費者と契約をしてみました。六ヶ所再処理工場に対する不信、原発に対する不信、そういうものから、この無農薬の米の契約については東京の消費者は破棄をします、とてもそういう怖いものがある状態では、その米を食べるわけにはいきません。そういうことで、あのテレビの報道の中でおばあちゃんが、涙を流しながら耐えていたあの姿を見て、本当に六ヶ所再処理工場、これに対して私どもは重大な問題であるとはとらえざるを得なかったのであります。

そして、風評被害であります。特に梅雨時期になると、私どもの地域も東南の風、やませ、これが吹きます。こういうやませ地帯にも風評被害が出るのではないかと心配があります。そういう被害が出ないのかどうか、出ていないのかどうか、その点をお伺いしておきたいと思えます。

また、この事業は、むつ市で県の企画部長が、六ヶ所村の再処理工場の問題を提起しました。最終処分場についても、「これは決定していますので、ご安心ください」、こういうことであります。その最終処分場は、どこに決まっているのかお知らせを願いたいと思えます。

第2に、中間貯蔵施設の問題であります。これに対しても、風評被害に関し、農業、林業、漁業振興をどうするのか、心配がつきまとうわけです。しかも、最終処分場はないという今までの説明でありましたので、最終処分場がなくても仕事をするのかどうか、そういう市民の不安を私は痛感しているところであります。

まず、むつ地区におきましては、牛の畜産の問題、あるいは昆布の問題、大畑地区ではイカの問題、脇野沢地区は鱈の里と言われる、そういう状況にあります。不漁で問題もあるようですが、川内地区では漁業の振興を中心にしながら、農業、畜産、こういうようなものを進めてまいりました。こうしたものに風評被害が及ばないのかどうか、この点も明確にお答えを願いたいと思えます。

3番目については、増税をやめて市民の暮らしを守り、これを声を大にして叫びながら、理事者のそうした市民の暮らしを守るという立場から減税に、増税にしないような方向、この点をお尋ねしたいと思うのです。昨年度は、配偶者特別控除をやめ、今年度は65歳以上の方について老年者控除をやめて増税になっているわけです。これについては、答弁は市長と書きましたけれども、理事者側の判断で税務課の方で説明しても差し支えありませんので、私の理解のいくような、そういう方向で答弁を願いたいと思えます。

さらに、消費税の問題で日本経団連の奥田会長が16%という膨大な数字を上げているのですが、そうはいかないにしても、これは市民にとって、国民にとって重大問題、こういう点で消費税は政治でつくられた問題でありますので、その点をご理解のうえに市長も政府に対して消費税の増税、これ以上は許されないという、そういう姿勢で臨んでいただきたいが、お答えを願いたいと思えます。

1回目の質問は、これで終わらせていただきます。

す。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 大澤議員のご質問にお答えいたします。

大澤議員は、再処理工場で実施しているウラン試験によって風評被害が出ているという前提でご質問をされておりますが、現状は新聞報道によりますと、上十三地区の再処理工場について勉強する農業者の会に所属する十和田市の女性会員のほうが、これまで取引のあった関東、関西方面の消費者から、米の販売契約を解除されたことをもって風評被害があったとして青森県風評被害認定委員会に救済を申し立てている段階でありまして、結論はまだ出ていません。米の購入契約を解除された消費者の心情を推しはかるすべもありませんが、安全性に起因した心理的な不安が不買行動に向かわせたとすれば、事業者を初め関係自治体などが連携して科学的に安全性を検証し、積極的に広報活動を展開して、不安を取り除いていかなければならないものと考えます。いずれにいたしましても、この種の事案は風説が新たな風説を生み、非常な速さで広がりを見せていく傾向がありますので、推測や推量による発言は慎重になるべきであろうと考えております。

次に、やませ地帯に被害が出ていないかということですが、近隣には乳製品を扱っている方や、私どもの地域でも農林水産物を扱っている生産者もおられますが、そうした方々からは試験によって生産物が売れなくなったという話は聞こえてきていませんので、被害は出ていないという認識であります。また、最終処分場にかかわる問題ですが、再処理した後の高レベル放射性廃棄物の処分場については、原子力発電環境整備機構が全国の自治体に対して立候補を募っておりますが、現時点で手を挙げている自治体はないと

いうことであります。

次に、中間貯蔵施設の問題について、施設に係る風評被害が発生する可能性があるが、そのような場合における農林漁業振興についてどう対処するのか、また中間貯蔵施設に貯蔵された使用済燃料は50年後にどこへ持っていくのかとのご質問であります。中間貯蔵施設は、原子力関連施設の中で最も安全性が高い施設の一つであること、また施設周辺の放射線の測定を行い、その結果を公表することで使用済燃料の貯蔵事業を起因とする風評被害は発生しないと考えております。しかしながら、市民の方々の一部には、風評被害が発生するのではないかとのご懸念をお持ちの方もいらっしゃるということも十分認識しておりますので、今後も施設見学会や広報紙、ホームページなど、いろいろな方法によって放射線に関する正しい理解、施設の安全性、環境への影響等につままして、理解促進活動を続けてまいりたいと考えております。

また、事業者からも関係各方面はもとより、広く一般の方々へも施設の安全性について誠心誠意説明し、ご理解を得る努力をしていきたいとこのことを聞いております。

なお、県内のこれまでの原子力施設運転開始の前提として、県、事業者及び地元自治体など3者による安全協定等を締結してきておりますが、その協定等において風評被害への対応を規定し、万が一風評被害が発生した場合は、事業者と当事者間で解決を図り、解決できない場合には、県の風評被害認定委員会にゆだねることになっております。当市においても、同様の措置を講じるなど、安全協定締結時に市として要望してまいりたいと考えております。このように、まずは風評被害が発生しないように最善を尽くしつつ、万が一発生した場合にも速やかに対応できるよう風評被害対策に万全を期したいと考えております。

農林漁業振興を含む各種振興策につきましては、風評被害のあるなしにかかわらず取り組んでまいらなければならない重要な課題でありますので、苦しい財政状況の中、手をつけることができるものについては対処してまいるとともに、新市まちづくり計画を基本とする平成19年度策定予定の新しい長期総合計画を視野に入れながら対応してまいりたいと考えております。

次に、最終処分地が決まっていない中、中間貯蔵施設に貯蔵された使用済燃料は、50年後にはどこへ持っていくのかとのご質問であります。ご質問にありました最終処分地は、使用済燃料を再処理する過程で発生する高レベル放射性廃棄物に関する処分地であります。一方、当市に計画されている中間貯蔵施設は、再処理される前の使用済燃料そのものを貯蔵するためのものであります。我が国において使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウランなどを有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針としており、中間貯蔵された使用済燃料は最終的にはすべて再処理されるものであります。また、昨年10月に市、県、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社の4者で締結した使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書において、貯蔵期間終了後は使用済燃料を搬出することが明記されており、確実に搬出されるものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、増税をやめて市民の暮らしを守れとのご質問にお答えいたします。まず1点目の昨年度は配偶者特別控除をやめ、今年度は65歳以上の方について老年者控除をやめて増税になっているとのご質問であります。ご質問の内容は、個人住民税においては平成17年度では配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について配偶者控除に上乘せして適用される部分の控除を廃止し、平成18年度には年齢65歳以上の方に適用していた老年者控除

などを廃止するために、既に市税条例の一部改正をいたしております。この市税条例の改正部分を取りやめて増税になる部分を撤廃し、改正前の条例に戻せとのご指摘であると存じます。

ご承知のこととは存じますが、市税条例は地方税法に基づいて制定されております。この地方税法も毎年12月に発表される税制大綱をもとに国会で議決し、施行されております。ご質問の見方を変えますと、地方税法において間欠的に規定される条文を撤廃することは、本来の条例改正案が地方議会で否決されたことになり、交付税等の配分措置や自主財源の確保にも影響が出ることなどが予測されますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の消費税増税をどうするのか、近い将来消費税の増税が予定されることにかかわる市長の所見を問うとのご質問であります。昨年12月に発表された税制改正大綱の新聞報道によりますと、次年度の税制改正大綱では消費税の増税論議が焦点になるだろうと言われております。また、政府税制調査会では、一昨年に将来消費税率を欧州の先進国並みに引き上げる必要があると答申しているようです。これが引き金となって、消費税の増税論が持ち上がってまいりますが、事消費税については、基本的には税率をどうするであろうかという論点があるものと存じております。

年金、医療、介護等、社会保障水準とその負担のあり方についての議論と同時に、他の歳出削減、デフレ対策、経済活性化、消費税以外の税収確保、資産売却、さらにはプライマリーバランスや財政再建との関係が問われてくるものと承知いたしております。こうしたことは、政府の行う歳入歳出全体が議論されることであろうとも存じております。いずれにいたしましても、さきの第185回定例会でも大澤議員のご質問にお答えいたしましたとおり、国の税制度の問題につきましては、

私の答え得るべき範疇にないと存じますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 23番。

○23番（大澤敬作） ちょっと答弁が漏れたなと思う点もありますので、それも含めて再度質問したいと思います。

六ヶ所再処理工場の最終処分場、これについては、むつ市で県の企画部長が来て説明したはずであります。その際に、その廃棄物はこういうところに持っていきますと、こう言ったけれども、一向にそこが進んでいないようではありますが、この答弁が漏れておりますので、再度お願いしたいなど、このように考えます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 再処理工場で再処理をするものには、幾つかの種類があります。中レベル、低レベルのものと、高レベルの、再処理をしたものを最終処分するものがあります。みんな一緒にして最終処分するというふうにご理解になっておられるとすれば、そのご認識を改めていただきたいと思います。六ヶ所村で処理をするのは、中低レベルのものであります。決まっているのは、六ヶ所村で中低レベルのものを最終処分するということとありますから、そのように理解を改めてください。

○議長（宮下順一郎） 23番。

○23番（大澤敬作） この六ヶ所再処理工場は、あの茨城県の東海村で起きた被曝事故、あれから10年近くたつのですが、その規模からいって、六ヶ所の再処理工場とは違う、そういうふうに報道されております。爆発によって37人の作業員が犠牲になる、そういう事態が起きました、全部が死んだわけではありませんけれども。そういうものとはレベルが違う、このように指摘されているのであります。その六ヶ所再処理工場の問題は、今言ったような茨城県の東海村のその規模の何倍も

の大規模な再処理工場、このように言っているのであります。そういうことで、県の企画部長にも私はそういう最終処分場が決まっているのかと聞いたら、「はい、決まっています」と、こう言ったけれども、さっぱりその中身が今の答弁とも食い違っているし、その当時の青森県の企画部長の答弁も定かでない。そういう状態がありますので、今簡単なような話をするけれども、そんなものではない。最近の新聞でさえもそういう問題が起きているのです。そういう点で、もう一度本当になるのかどうか、あの企画部長の答弁はうそだったのかという、そういう疑問さえあるわけでありませぬ。その点を明確にしてもらいたいと思います。

さらに、中間貯蔵施設の問題です。これについては六ヶ所とは違う認識を私も持っているけれども、50年と、こう言っているけれども、50年というようなのは、もう20代になれば、あと30年、30代になると、あと20年です。そういう状態からいきますと、産業振興の立場からいきますと、非常に重大な問題だなという認識に立たざるを得ない。そういうことで、中間貯蔵施設のこの問題については、どこの業者がおやりになるのか、この点を伺っておきたいと思うのですが、お答えをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先ほどから県の企画部長という名前が出てきますが、いつの時点でどのような説明をなさったのかの関連がわかりませんが、例えば私どもが今、日本原子力研究開発機構の関根浜にあります事務所、この中にも使用済みの放射性物質を貯蔵するものがございます。これは、行政報告の中でも報告を申し上げていると思いますが、ドラム缶が一つふえているという報告を申し上げているところとございます。低レベルのものが貯蔵されているのが一つふえている、去年からことしの間に一つふえているというのです。そう

いうものの貯蔵をする場所と、使用済み核燃料を再処理したものを最終処分する場所とは全然意味が違うということをまずお考えいただきたいのです。そういう中低レベルのものを貯蔵する場所は、それぞれできております。そのことをまず正しくご認識いただかないと議論が全然かみ合わないのです。

それから、ジェー・シー・オーで起きた臨界を超えた爆発と再処理工場で行う処理のシステムが全く違う。ジェー・シー・オーというのは、マニュアルにあることを全部無視して勝手な手順でやったものです。これは、核反応を起こす物質をつくっていたのです。再処理工場というのは、使用済み燃料を分解して、それをプルトニウム、ウランに分ける、さらにそれ以上の使用済みの、廃棄しなければならないものに分けるという作業をするのです。1から10までみんな同じだというご議論にはならないのです。ただ、ジェー・シー・オーで起きたから、六ヶ所でも起きるだろうと、こういうようなお考えは、確かに不注意によって何らかのトラブルは発生することは十分想定しておかなければなりません。作業手順が全く違うということにも着目をして、それぞれ別々に考えていただかなければならない。

例えばフランスのラ・アークというところに、六ヶ所再処理工場の原型になった再処理工場がございます。最近話題になっておりますが、旧下田町、あの辺にフランス村というのができております。このフランス村におられるフランス人のご婦人やご家族、子供さんたち、これはどこから来ているかと、フランスのコジェマという会社に勤務している人たちです。だんなさんたちが仕事をしている、ご婦人も仕事をなさっている方もいらっしゃいますけれども、そういう方々の家族が今、そこに住んで共同生活みたいな形でやって、学校まで用意している。それだけ厳重に管理をして、

フランスは既に私が見ただけでも30年間再処理事業をやっているのです。フランスのトラブルの発生のレベルというのは、日本のレベルよりも少し楽なのです。それで、フランスではこれまで再処理にかかわるトラブルは1件しか発生していませんと、こう言っています。どういうトラブルですかと、電源が1回路しかなかった、その1回路で停電が起きたために再処理事業が一時停止した。私は、たまたまそのときに当時の社会党の国会議員でありました関晴正さんと一緒にラ・アークまで行っています。日本では、それよりさらにトラブルを細分化して、5段階に分けて発表するようにしている。情報公開に徹底をしている。

繰り返してお答えしますと、ジェー・シー・オーのトラブルと再処理工場で発生する可能性のあるトラブルとは全然考え方を変えて立ち向かわなければならない問題なのであります。こういうことをまず、私の考え方をご理解いただきたいと思えますし、使用済み燃料を再処理した高レベルのものを貯蔵するシステムは、まだ日本で立地場所も決まっています。テクノロジーも決まっています。ですから、恐らく県のその企画部長がおっしゃったのは、中低レベルのものであろうと、そう申し上げたところであります。

事業者がどこになるのかははっきりさせると、こういうご発言でありましたが、これは現在、例えば私が視察をしたドイツのゴアレーベンの施設には、国策による会社が設立されておりまして、その会社が国と協力する原子力業界と協力し合っていて、ゴアレーベンの村全体、村と村の連合体を、全体を変えるような事業も進めながら事業を営んでおりますので、まだこれは最終処分場を決めるための国の指定した機関が調査をしておりますけれども、それは決まっています。ですから、事業者が決まるのも、最終処分場がおおむね決まった段階で事業者の方にも変動が出てくる、新しい

会社が出てくるだろうというふうに考えておるところであります。

○議長（宮下順一郎） 23番。

○23番（大澤敬作） 市長は、外国の例ばかり引っ張り出しているのだけれども、私その中で非常に答弁が不誠実だなと思うのは、日本じゅうどこにもそれを受け入れるところがない、こう言っているながら、外国ならそういうところがフランスにもドイツにもあるのだと。そういう答弁は、納得できません、はっきり言って。そういう姿勢でもって中間貯蔵施設も対処するということは、これは県民に対する重大な問題に発展する可能性があるということをしつこく指摘しておきたいと思いません。

アメリカのスリーマイル島の、あの中止した事故、元ソ連、今はロシアだけれども、チェルノブイリのあの事故、そういう状態で、世界が今、全部をやめろとは言わないけれども、エネルギーの問題がありますので、そういう点では危険なものについてはちゃんと安全性を確認しながらやっていくというようなのが常道ではないでしょうか。そういう点で、日本じゅうで受け入れるところがなく、青森県が受け入れて、行くところもないというような、そういう状態では納得はできません、それは。

そこで、なぜ……

（「ちゃんと答えますよ」の声あり）

○23番（大澤敬作） では、教えてください。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） チェルノブイリの事故とスリーマイルアイランドの事故を比較されて、ソビエト、ロシアはロシアになってから、原子力を見直すという体制に入ってきております。アメリカもスリーマイルアイランドの後、原子力発電所は今後一切つくらないという方針を出してありました。例えば使用済燃料は広い砂漠の真ん中に野天

積みしているくらいの状況であります。しかし、原子力発電所を新しくつくるという考え方はアメリカで出てまいりました。それから、使用済燃料についても再処理をするか、あるいはしないで済ませるか、いずれにしても、地下に埋設するという方向の検討を始めております。アメリカは、最初はワンスルーと言っていました。一方的にただ埋めるだけという、それが再処理をして埋める方が将来のエネルギー政策に有利だろうと、こういうふうに考え方に若干ふれが出てきたようであります。アメリカは、ご承知のとおり、国内にある石油資源をなるべく使わないようにして世界から油を買っている国です。それだけエネルギー資源がありながら、原子力にもエネルギーの発生を頼ると、こういうふうに変わってきております。

スリーマイルアイランドの事故というのは、あれは原子力潜水艦で運転していた人が起こした事故なのです。2,000マイル離れたところから飛行機で飛んできた人が、着いた途端に事故の原因がわかって対応ができた。あんな大事故が起きたから、その国のエネルギー政策変わったではないかというご発言がしばらく続きました。しかし、世界のエネルギーというのは、そういう反省の上から新しいものを生み出すという方向になりつつある。外国のことばかり言っていて日本のことをおかしく言っているのではないかと。しかし、このように進んだ科学的な開発が伴うものについて、進んだ国の研究成果を取り入れて、それによって我が国の原子力の安全保障をやらうとしているわけですから、県民をばかにしているとか、そういうことでなくて、国民の合意をできるだけ得ながら、エネルギーに心配がないようにしようという状況があるわけです。ただし、現在は我が国の多くの産業が省エネルギーに努めておりますが、そのために原子力需要は少し楽になってきておる。しかし、家庭でも、きょうの新聞あたりは、オ

ール電化住宅というのは多分少し危ないだろうなんていう記事も載っていますけれども、家庭での電気需要というのは少しずつ、少しずつふえておる。これから石油のバレル当たりの単価が70ドル、これではとまらないだろうという観測も出てきておる。そうすると、原子力が今我が国では全体の発電量の40%前後ということになっていますが、こういう中で原子力エネルギーに対する需要がまた変わってくるであろう。そういう足元を見ることも大事ですが、先を見ることも必要なことなのであると私は考えます。

日本のエネルギー問題、日本はほかから電気買うことできないのです。例えばドイツでは、原子力発電やめますとってやめました。どうしてか。原子力発電でつくった電気をフランスからどんどん、どんどん買っている。パリの町中でもすごい送電線を見ることができます。また、フランスのTGVに乗りますと、30分置きに原子力発電所がある。外国のことを知らないで日本の国のことだけしゃべるといふなら、それはそれでしゃべります。しかし、例えば原子力大国と言われるのはフランスです。その国で進んでいる研究を、ほとんど金を払っていますけれども、技術力はかりてやっている事業が日本の国の原子力の実情でしょう。それらの国の原子力事情が今変わってきている。外国のことをしゃべって煙に巻くようなことをしゃべるのはごまかしだというご発言のようでもありますけれども、そうではなくて、フランスの広報の体制、アメリカの広報の体制、イギリスは部分的に失敗があったが、それを今取り返すのにどうしているか、ロシアはもう石油がどんどんわいてきて石油大国になってきている。その中でさらに原子力エネルギーを考えようという時代になってきている。外国のことを知らないで、今、日本が自分だけの国で生きていけるという状態だと思いませんか。そういう国の先進的なケース、国民

に対する立ち向かい方、立ち向かうといっても、けんかするのではないです、理解をどう求めていくかということなどを考えながら私どもは一地方の行政をお預かりしている、そういう中で発想を間違わざるものにしていかなければならないということをお願いしておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 大澤議員、通告の範囲内の程度にとどめて質問を、そしてまたその質問の趣旨がわかるようにご発言を続けてください。お願いいたします。

○23番（大澤敬作） 私は、頭も悪いかもわからないけれども、外国の方ばかりやって、日本のエネルギーというようなものは欠落しているなど、その考えが。というのは、あの六ヶ所再処理工場、むつ市でもって県の企画部長が来て説明をしました。そのとき、「その最終処分場はどこにするのですか」、こう聞いたのです。「北海道の幌延町に持っていきます」と。北海道の道知事、当時は横路知事だったと思うのですが、3カ月でもって北海道知事は、「それを受け入れはできません」、当然幌延町長は、「受け入れると言うわけにはいかない」、それが今日まで続いているということです。そういう点で、県のエネルギーの問題については、私も原子力全部だめということではなくて、風力だとか、太陽熱だとか、うちの方には水力もあります。何十年になります。そういう状態でもって、総合的なエネルギー政策を模索しなければならない、そういう時代に来ているということ、それを日本国じゅう受け入れるところがどこもないというような、そういうことでは、私問題を感じざるを得ない、そういう状況にあります。

業者のことは言わないけれども、こういう新年のごあいさつが参ったのです。これはリサイクル燃料貯蔵株式会社、社長が久保誠。こういうことで、私にだけよこすはずがない、みんなにやって

いると思うのです。そういうことを考えるという
と、日本原子力というのが脳裏に浮かんでくるの
です。

私も非常に関心があります。あれもだめ、これ
もだめということではない。そういう総合的なエ
ネルギーの開発、こういう立場でもって模索をし
ていかなければ、国民のエネルギーの需要にこた
えることはできない。そういうことからいって、
私はこういう原発の新聞とっているのです。最後
のページのその手前に、その原発で起こした事故
の中身が、会社から来たものをそのまま載せてあ
る。これからいくというと、ここに東京電力と、
こうあるのだけれども、福島第一原子力発電所か
ら第二、第四だとか、そういうようなものもあり
ます。新潟には柏崎刈羽原子力発電所というよ
うなものもあります。こういうところでこういうふう
な事故が起きたと。それをそのまま載せるの
です、この原発は。ただ、試験はその前にあつた
りするけれども、これには会社の言うとおりの、
そういう説明を載せてくださいよということを、
私はこれを購読する際にも強く要請をしております。
それからいくというと、この12月25日の原発
の新聞からいくというと、福島第二原子力発電所、
柏崎刈羽原子力発電所1号機、福島第二原子力発
電所3号機、それから福島第二原子力発電所2号
機、この事項のうちの半分以上が東京電力。そう
いうようなのから新年のごあいさつが来ても、さ
っぱりこれについては私納得ができない、そうい
う状況にあります。したがって……

○議長（宮下順一郎） 大澤議員、質問は何でしょ
うか。

○23番（大澤敬作） そういうことで、安全性を確
認しながら、原子力発電も進めていくべきと、こ
ういうことを言いたいのです。そのように言いた
いので、その点をご理解のうえに、県民の皆さん
のそういう需要にこたえるように努めてほしい、

このことを要請をしておきたいと思えます。

原子力の問題については、私も素人だし、そう
だけれども、今言ったような日本国じゅうに再処
理工場がないとか、受け入れるところがないとか、
こうなってくるといって抵抗が出てくるので、そ
の点は十分、私の先ほどの発言を県の方にも問い
ただしてほしいものだなと。

あとは税金の問題です。ここに入っていきたい
のですが、時間もありません。ないから、そういう点で
は県民の皆さんが、何も国民の皆さんというだけ
さなことを私は言うつもりはないけれども、県民
の皆さんが安心して、本当に産業振興に努められ
る、そういうことに徹してほしい。

それから最後に、これは答弁は要らない、陸奥
湾に原子力船が来ましたよね。川内町の漁協の幹
部、この幹部の人は、陸奥湾に原子力を持ってき
て、そしてもし事故でも起きたら取り返しがつか
ない、そういうことで持っていきましたので、ま
ず税金の問題もあるけれども、最後には今市民の
段階ですから、そういう原子力船が陸奥湾から出
ていって海洋で事故を起こして、そういう陸奥湾
は今守られているということ、この点を強調して
私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） これで、大澤敬作議員の質
問を終わります。

11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開
きます。

横垣成年議員

○議長（宮下順一郎） 次は、横垣成年議員の登壇
を求めます。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 日本共産党、横垣成年。むつ市議会第187回定例会に当たり一般質問を行います。市長及び理事者におかれましては、明快で前向きなご答弁をお願いするものであります。

質問に入る前に、今月9日に日本銀行は、5年間行ってきた量的金融緩和政策の解除を決定いたしました。その政策は、銀行が持っている国債や社債を日本銀行が少し高い値段で買い上げるというものです。それによって大手銀行は、5兆円の段階からどんどんふえ、今では30兆円を超えるお金を使うことができるようになりました。しかし、大手銀行は、我々庶民とか中小業者にそのお金を回さず、国債や株の購入などにそのお金を回しました。したがって、私は量的金融緩和政策の解除を大歓迎しております。この例は、民間、民間と言って公的部分を民間に開放するのがよいとしながら、バブルがはじけ、不良債権を大量に抱えた大手民間銀行に対し、国がじゃぶじゃぶと資金を提供し、経営を国が立て直してやったというものです。こういうやり方を国がするものだから、小さな政府といっても一向に我々の税金などの負担が小さくならないそもそもの原因であります。

○議長(宮下順一郎) 通告の範囲内にとどめていただくようお願いいたします。

○21番(横垣成年) 国民による国民のための国民の政府でなく、大銀行、大企業のための政府になっているのが現状であります。この点を述べて質問に入りたいと思います。

まず第1点目として、電源三法交付金についてであります。平成16年度末までにむつ市には総額で107億円電源三法交付金が来ております。使い道が決まっているとあって、しもきた克雪ドーム周辺整備に24億円、来さまい館に15億円、早掛沼のキャンプ場に10億円、釜臥山の観光道路に26億円、スキー場拡張に6億円と合計81億円ですから、

ほとんど不要不急の箱物などに使ってきたと言っているものであります。残りは消防車、道路、体育施設整備などに使用してきました。

電源三法交付金は、地域活性化事業、企業導入、産業活性化事業、給付金交付助成事業、いわゆる電気料金還元です。福祉サービスに携わる職員の人件費などにも使えるとしております。私は、原子力施設による電源三法交付金は永遠ではない、今後少なくなり、いつかはなくなってしまうと考えております。そう考えるならば、お金を持ったことのない人間がお金をいつまでもあるかのような錯覚を持ち、後先を考えずに電源三法交付金を使うという立場に立つのか、地場産業をしっかりと育成し、中間貯蔵施設、まだ国は許可しておりませんが、これが撤去された後には電源三法交付金に頼らなくてもいい地域にしなければならないという立場に立つのかにより大きく違ってくるものと思います。まず、平成18年度の電源三法交付金はどのくらい来ることになっているのか、その使い道はどのようになっているかお聞きいたします。そして、平成19年度以降考えているような事業は何かあるのかお聞きいたします。

2点目として、教育行政についてであります。まず、ゆとりある教育についてです。学校週5日制が完全実施されたのは、2002年4月1日からです。また、改訂された小学校と中学校の学習指導要領も同じ時期に実施されました。この改訂のねらいは、完全学校週5日制のもとで、ゆとりの中で特色ある教育を展開し、児童・生徒に自ら学び、自ら考える生きる力を育成するというものだそうです。ゆとりについては、具体的には年間授業時数を現行より週当たり2単位時間削減すること、また教育内容は授業時数の縮減以上に厳選し、ゆとりの中で基礎的、基本的な内容を繰り返し学習し、その確実な定着を図ることとされています。ゆとりある教育という前提で学校に週休2日制が

導入されたが、ゆとりある教育はむつ市で達成されているのかお聞きいたします。

同じ教育行政ですが、教師の拘束時間についてです。私の耳にも勤務が大変という声が聞こえてきております。また、夏休みとかに入って授業がないのに出勤しなければならなくなったとも聞いております。むつ市の教師の勤務実態と勤務を離れた課外活動などを含めた拘束実態はどのようになっているのかお聞きいたします。

3点目として、市民相談窓口についてであります。格差社会を容認する小泉内閣のもとで、国民の格差どころか地域格差まで生じる事態になっております。去る12日のNHK「日曜討論」でも、与党の国会議員は格差は当たり前と堂々と言っております。そもそも政治とは何か、社会の格差が問題となったら調査をし、是正するのが政治の役割であります。その政治家が格差は当たり前としたら、何のために政治家をしているのかということになります。その小泉内閣のもとでむつ市民の生活状況もさらに加速し悪化をしております。路頭に迷う市民を一人でもなくすためにも、むつ市を初めとした相談業務が大変重要になっていると思います。今以上に相談窓口を充実強化すべきと思いますが、お聞きいたします。

4点目として、むつ総合病院に対するむつ市の未払い金33億円についてであります。むつ市の未払い金33億円がむつ総合病院ではどういう扱いになっているかという、未収金として資産の一部になっております。そして、お金がなくて一時借り入れしているお金が平成16年度の決算では9億円にもなっております。もし33億円がむつ総合病院に現金として入るならば、一時借入金は58億円で済むというものです。支払利息も少なく済むというものです。むつ総合病院の経営を大きく圧迫している原因の一つにむつ市の未払い金33億円があるのではないのでしょうか。早期に未払い金

33億円の支払いをするべきだと思いますが、お聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 横垣議員は格調高くご質問でございまして、日銀のいわゆる量的緩和の内容を若干間違った角度からご指摘をなさっておりますが、それは別として、電源三法交付金において現在使うことができる項目、これについて、平成15年10月に改正された後に使えるようになったものも使えるはずだと、こうおっしゃっている。今まであなたから何度もご質問いただいて、箱物をつくるのはいけない、ただ大企業優先の事業はいかぬと言われてきて、その都度内容をご説明してきたはずなのでありますが、平成15年10月に一般財源的に使えるようになったものも電源三法交付金で使えるのにと、こういうふうにおっしゃっていますので、この認識の違いがまずあるということをお知らせしておかないと、後々の申し上げることが若干混同される可能性がありますので、あらかじめお断りしておきたいと思っております。

ご質問の1点目は、平成18年度における電源三法交付金の交付見込額についてであります。まずむつ市として交付を受けることができる総額は26億718万1,000円と見込んでおります。そして、このうちの6億円を予算審議の際にも申し上げたと思っておりますが、むつ総合病院の運営費に充てるため一部事務組合下北医療センターで歳入することとしていることから、一般会計で受け入れる額としては国庫支出金が9億8,000万円、県支出金が10億2,718万1,000円、合わせて20億718万1,000円を見込んでいるところであります。

ご質問の2点目の交付金の使途についてであります。中間貯蔵施設知識普及事業に2,200万円、スキー場拡張整備事業に2億3,848万3,000円、水

川目地区の優良堆肥生産支援事業に1,500万円、保育サービス提供事業、学校給食環境整備事業及び消防活動提供事業に15億1,269万8,000円、ウェルネスパーク、来さまい館及び大畑中央公園等の施設運営に2億1,900万円となっております。

ご質問の3点目は、平成19年度以降の使途について、予定はあるのかとのお尋ねであります。まず中断となっております大畑消防署の建設に活用を予定しておりますし、下北駅前広場整備事業でも本交付金を活用しての基金造成にあわせ、なお不足する事業費の財源としても活用したいと考えております。ただ、非常事態である今の財政状況からすれば、本交付金での積極的な事業展開は極めて困難であり、当面はソフト事業にシフトすることで赤字解消計画の確実な実行を図り、持続可能な財政基盤の確立が最も重要なことと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、質問の3点目になりますが、国会で格差があるのは当然だという答弁がなされているようですが、今世界じゅうで格差だらけです。世界じゅうで格差だらけであって、それぞれの国の政治家が、その格差を是認する形で進めている行政が随分多い。アメリカのハリケーンによる被害でも、その典型的なケースが我々の目に触れ、耳に入ってきているところであります。我が国だけが格差が存在するのではなくて、我が国の格差は比較的狭い範囲の中にある、その中にフリーターでありますとか、そういう現代的な現象が起きているということをまず認識してかからなければならぬ、そう考えるところであります。

その関連で市民相談窓口についてのお尋ねであります。横垣議員ご指摘のように、景気の低迷等の影響により、各種相談の件数は年々増加しておりますことは事実でありまして、近年の件数を申し上げますと、昨年度が508件、今年度は2月末現在で前年度比69件増の578件となっております。

市民の相談窓口は、本庁においては広報広聴課、各分庁舎においては地域振興課が担当しておりますが、市の行政に対する意見、要望、相談等につきましては、関係課の担当職員をも加えて対応させ、相談の目的で来庁された市民が納得してお帰りにされるように常に心がけているところであります。

また、人権侵犯に関する相談については、法務大臣から委嘱されております人権擁護委員に、国、県、市などの行政に対する苦情等の相談等には総務大臣から委嘱されております行政相談員をお願いしております。さらに、消費生活問題につきましては、青森県消費生活センターむつ相談室に、多重債務に関する手続等の相談につきましては、むつ簡易裁判所に、交通事故相談につきましては、青森県交通事故相談所に対応をお願いいたして、調停、仲介あるいはあっせんなどにより問題の解決に努めておるところであります。これらの相談を通じても解決しないような法律的に難しい問題を抱えた事例については、市が毎年40万円余りの経費を計上し、実施している法律相談や、同じくむつ商工会議所で行っている法律相談を通じて弁護士によるアドバイスをいただいているところがあります。いずれにいたしましても、さまざまな問題を抱え、悩んでおられる市民の思いを重く受けとめ、市政だよりを通じて各種の相談業務の実施について広報するとともに、市民の相談業務は行政事務の中でも最も重要な事務ととらえ、拡充することがあっても縮小することは考えておりません。そして、今後さらに職員にも研さんを積ませるとともに、関係機関等と連携協調のもと適切に対応し、市民の悩みや心配事の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、長い間滞っているむつ総合病院に繰り出すべき額を早期に支払うべきとのご指摘でありま

すが、議員ご指摘のとおり、早い機会に少しずつでも支払っていきたいと考えております。この中で不良債務という言葉が出てまいります。不良債務というのは何か、これは正規に上級行政機関から認められて借入れをしたものではなくて、短期債等がいつの間にやら長期債に変わっていったものを不良債務という言い方をしているわけですが、現在それらを解消あるいは改善するために、むつ総合病院に対しては通常の負担分で7億円、さらに第五次病院事業経営健全化措置として5億2,000万円を上乗せする形で財政支援をしており、さらには病院事業の資金繰りを円滑に行うために11億円の資金貸し付けも行っておりますが、一方でこれらが一般会計を圧迫する大きな要因となっていることは議員もご承知のとおりであります。病院会計も大事であります、一般会計はまた多くの市民のために多くの仕事をしなければならぬ、こういう意味で、重要性はどちらがどちらとも言い切れないような状況にあります。一般会計を圧縮することで経済的な波及効果が減るという考え方も大きく存在するわけであり、このような状況がありますので、当面は病院事業の決算の結果、一般会計の負担が多過ぎ、その分を返してもらった場合でも、それを返還しないで未払い金の充当に、償還に充てるということで措置いたしておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点目のゆとりある教育についてであります。一般的に言われておりますいわゆるゆとり教育は、1977年、昭和52年に学習指導要領が改訂され、学習内容と授業時数が削減されたのがスタートであります。1995年、平成7年には第2、第

4土曜日が休業日になり、現行の学習指導要領は2002年、平成14年から完全実施され、議員ご指摘のとおり、学習内容、授業時数が削減され、完全学校週5日制が実施されました。また、2003年、平成15年には学習指導要領の基準性を踏まえた指導の一層の充実、総合的な学習の時間の一層の充実、個に応じた指導の一層の充実の観点から、学習指導要領のねらいの実現を図るために、学習指導要領が一部改正されているところであります。教育委員会といたしましては、各学校が創意工夫を生かしたゆとりある取り組みができるようにするため、むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則を改正し、第1学期、第2学期、第3学期という区分にかかわらず校長が必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、別に学期を定めることができるようにいたしました。また、夏季、冬季休業日の日数につきましても、校長が別に定めることができるようにいたしました。

次に、議員の言われますゆとり教育の達成状況であります。学習指導要領のねらいの一つでありますゆとりある教育活動を展開する中で、基礎基本の確実な定着を図ることにつきましては、市内全小学校、5年、6年、中学校全学年を対象に実施している標準学力検査の結果を見ますと、少しずつではありますが、伸びを示しております。

また、児童・生徒の学習に対する意識は、小学校5年と中学校2年生を対象に実施した平成17年度青森県学習状況調査から、教科の授業がどの程度わかるかという質問に対して、小学校5年では、国語75.0%、社会72.4%、算数75.2%、理科77.3%、中学校2年では国語54.3%、社会45.9%、数学47.7%、理科48.8%、英語48.9%がよくわかる、大体わかると回答しております。県との比較では、中学校はどの教科も県の数値を下回っておりますが、小学校はどの教科もほぼ県の数値を上

回っております。以上のことから、ゆとり教育の所定の目的は達成されたものと受けとめているところであります。今後教育委員会といたしましては、ゆとりある教育活動の中で一人一人の児童・生徒が基礎基本を確実に身につけることができるよう、わかる授業の実践と温かい人間関係づくりを各学校に強く求めていくつもりであります。

さらに、教育研修センターの講座を通して、教師の指導力の向上を図っていくつもりであります。また、県の学習状況調査結果から、むつ市の児童・生徒の学習に対する意識の変化を継続して把握していくつもりでありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、質問の第2点目、むつ市の教師の勤務実態と勤務を離れた課外活動などを含めた拘束実態はどのようになっているかとお尋ねであります。議員ご承知のとおり、学校週5日制は平成14年度から完全実施となり、教職員の勤務時間は地方公務員法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等、関係法令により1週間当たり40時間と定められております。また、教職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間については、むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等において、校長が割り振ることとなっており、教職員の時間外勤務及び休日勤務は、校長の命令によるものとなっております。しかしながら、教育の特殊性から教職員の熱意と奉仕的な活動により、勤務時間以降や休日における部活動等の課外活動は、各種大会等への参加、児童・生徒指導、教材研究や学校個々の事情により違って来るものと考えられます。現教育委員会におきましては、毎年教職員の年次休暇、病気休暇、特別休暇の取得状況調査を実施いたしておりますが、課外活動等の実態につきましては把握していないのが現状であります。今後は、この休暇取得状況調査とあわせ、課外活動等につい

ての実態調査を実施する方向で検討してまいりたいと考えております。

なお、教職員の勤務時間等が適正でありますように、これまでも学校訪問や校長会議などを通して、機会あるごとに校長を通じて指導してきておりますが、今後ともさらに強く指導してまいりたいと考えておりますので、ご了承くださるようお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 再質問、順不同になることをお許し願いたいと思います。

まず、教育行政についてであります。ゆとり教育は達成されたということではありますが、それではこういう状況でもう満足しているというふうに考えていいのか、それとも県の方はそれなりに現状を分析して、そして目標を持って進めております。生活創造推進プランというところでありますが、平成15年度は学校が楽しいと思う児童・生徒の割合85.9%、これを県としては90%に上げるのだと、そして平成17年度県の方が調査したら、85.9%が平成17年度は89.6%、若干上がり、だけれども目標値にはいかなくて、評価としては、達成状況としてはBだというふうなことで県の方は取り組みをしております。そういう意味で、むつ市の教育委員会でも、こういう目標を持って教育に当たる考え方はないかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいまのご質問にお答えいたします。先ほどいわゆる一般的に言われておりますゆとり教育という言葉を使わせていただいたわけですが、我々現場にいる者といいたまじょうか、あるいはまた文部科学省あるいは教育委員会におきましても、今の教育を正式な言葉でゆとり教育という言葉で言っていないわけですが、現行の学習指導要領の内容、これが平

成14年度に一応実施されましたときに、学力が低下するのではないかとということで、大学生でも今分数のわからない大学生がいるというふうなことで、大学の先生方、あるいはまた教育にかかわる学者の皆さんが学力低下論、危機感から今の学習指導要領をやゆしてゆとり教育というようなことで名前をつけてしまったのが、もう一般的に流行ってしまったというふうに私は感じているわけでございます。学校現場からしますと、ゆとりというと何か少々たるんでいるような、まだ余裕があるような感じを与えるわけでございますけれども、学校現場では私どももそうではなくて、いつも精いっぱいやっているというふうな感じがするわけでございます。

それはそれとしまして、現行で満足しているのかというふうなご指摘でございますが、私は学習指導要領というのは、今までは昭和22年あたりから大体10年周期で改訂してきたわけでございますが、今回に限りもうスタートラインから改訂しようではないかという、一般的に学力低下論の人たちに押されて、あるいはまたOECDの学力調査などによって日本の子供たちの学力というのは、数学は昔は1位だったけれども、今は6位になったとか、読解力が6位から14位になったというふうなことで、これは大変なことだということで、いよいよ変えていこうという動きを示しているわけでございますが、たった4年でございます。そういうことで、やはり教育の評価というのは、短兵急に評価されるべきではなくて、私は少なくとも経験上から申しまして、10年というスパンがやっぱり必要なのではないかなと、こんなふうに思っているわけでございます。しかしるんな調査から見ましても、現時点でも学力の向上という視点から見ましても、現行のその生きる力をはぐくむのだという、自分で考え、自分で判断して行動する力をはぐくむのだということを私は究極的

な学習指導の目標ではないかと思っているわけでございます。私は今の時点で満足しているとかではなくて、もうちょっと時間をかけて判断すべきではないかなと。こんなふうに思いまして、教育委員会の一人でありますけれども、文部科学省に対しても、ちょっと早過ぎませんかという考え方を私は持っております、ただ先ほど申しましたように、学力向上と現行の生きる力というのは相矛盾するものではありませんので、私は一致するものであると思っておりますし、さらに県のデータもお示しいただきましたが、私どもも先ほどのような調査の中で、やはりわかる授業の展開をする中で、授業で満足できるような方向にさらに一層強めていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 目標を持って進めるという答弁をもらえなかったのでありますが、ぜひとも現状に満足されないで努力してもらいたいと思います。

それと、同じ教育行政の教師の拘束時間についてであります。ぜひ現状を把握するために、どうなっているか、そういうものを調査実施してもらいたいと思います。今国会でも大変先生の問題が取り上げられておまして、我が党の石井郁子国会議員が、今教員の長期休職者のうち精神疾患によるものが、1995年度で34%だったのが、2004年度には56.4%ということで、もう長期休暇のうち半分以上が精神疾患によるものだと、悪化しているということです。こういう状況がまさに超過勤務というものが大もとにあるのではないかなということで、ぜひとも国もそういう調査を実施なさいと、馳浩副大臣は、勤務実態の調査、公表は当然やるべきだ、このように国の方でも答弁をしておりますので、ぜひとも実施、早急にお願いし

たいと思います。

そして、次に移りたいと思いますが、市民相談窓口についてであります。今、大変市の職員も頑張っているという答弁をいただきました。ぜひとも今後も頑張ってもらいたいのですが、この相談業務というのは、むつ市だけではなくて、県とか社会福祉協議会というところもやっておりますが、社会福祉協議会に2年間だけでしたか、年間180万円とか補助をしていた。それが国・県の方からおりてなくなったので、180万円がばささと削られたと。それなりに相談業務は社会福祉協議会は継続してやるというのでありますが、それだけちょっと財布の方が緩くなったということで、ぜひとも180万円がいきなりゼロになるというのも酷なので、少しぐらい100万円とか50万円とか、そういう形の補助は検討できないものかどうかというのをお聞きしたいと思います。

もう一点が今の合併に当たってイントラネットの整備がされました。これによって市のホームページも気軽に見れるようになったということで、この市のホームページの方で気軽に相談できるような、そういう体制をとれないものかどうかという、この2点、よろしくをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 社会福祉協議会の方からは、この事業はとりあえず平成17年度やめたということで、事業計画が出てまいりませんでした。社会福祉協議会にはそれなりの独立尊厳性がありますから、その事業を尊重するのは当然であります。我々は、社会福祉協議会に命令する立場ではなくて、協力し合う立場なのです。でありますから、社会福祉協議会の何か内部では復活させる必要があるのではないかという協議をしているようですが、もう既にこの議会で来年度の予算を審議していただいて、大筋で終わっているような形の中ではありますが、予算には救済方法があります

から、検討させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） ただいまの市長の答弁でございましたけれども、今回の予算の資料の方に1行ですけれども、心配事相談所の開設といったことでありますので、これが多分それに該当するということでご了解いただきたいと思います。いずれにしても、続けていくというような方針でございましたということで伺っております。

それから、ホームページを利用したの相談所ということでございますが、これは当然検討の余地はありますけれども、ホームページということは、一般の方がどなたでも当然見ることができるような技術的な部分がわかれば、これは個人のプライベートな問題もありますし、その辺のことも加味しながら、今後広めていく可能性は十分持っております。あとやり方の問題かとは思いますが、これはこちらの方で検討させていただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） ただいまの市長答弁に補足説明させていただきますけれども、社会福祉協議会で実施しております心配事相談の件ですけれども、これにつきましては、たまたま平成16年、平成17年の2年間補助事業があるということで、それで市で事業主体となって実施するのであれば補助対象になるということでございましたので、市で実施するという形をとりまして、4分の3の補助を国・県からいただいて社会福祉協議会の方に委託をして、従来どおりの形で社会福祉協議会の方では実施していただくという形をとってきたのですけれども、来年度からその補助が廃止ということになりました。市の方としては現在の財政状況であれば、やはり補助はできないということで委託の方は断念しましたが、社会福祉協議会の方ともご相談しまして、従来どおりこの事

業は社会福祉協議会独自の事業として実施していただけたということになりましたので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 4点目として聞いたむつ総合病院に対する未払い金の問題であります。結論としては早く返したいということではありますが、その前段として述べたことが大変気になるのでありますが、一般会計を当然圧迫するのは私も存じております。そっちを優先する、どっちも重要だという表現もしましたが、多くの市民のため、また経済的波及効果がこういう状況にしておいた方がふえるのだと、あるのだというふうな答弁であります。まさにこういうふう一般会計を圧迫している、市長がお認めになっているように、今むつ市は平成13年度決算見込みで累積赤字が30億円で、まさに準用財政再建団体すれすれの状況というふうに一般施政方針でも述べておりますが、まさにそういう状況をつくっている。これが私は今のこのむつ総合病院に対する未払い金33億円でないかなと思っております。

それと、むつ市を救っているこの未払い33億円、私はこれについて本当にむつ総合病院は感謝感激の存在だというふうに思っております。ところが、このたびいろいろうさを聞きますと、平成18年度、今までもそうですが、職員自身だけが単独賃金カットされていると。こういうむつ市自体を大変救ってくれているその団体の職員だけが給与カットされている。これを救うのは私はこの未払い金33億円の、いや、全部返せとは言わないけれども、1億円、2億円、そういう形で、今健全化計画の間だけでもいいから、職員の給与をカットされないためにも、そういう形で返すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 職員の賃金カットは、一般職もやっています。これは、皆あなたのご反対なされて、それでも賛成多数で可決した職員の職員手当等の縮減はやっています。むつ総合病院の職員だけではないです。ただ、この病院が赤字がふえた原因の一つは、ひどい外来棟を新しくした借金がかさんだということがまずあります。その当時はそれなりの診療報酬は入っていたのです。今の診療報酬のことは、あなたもプロですから、おわかりでしょう。平成18年度はどうなるか、3.6%カットです。ですから、今の財政再建計画の中だけ物を見ているという状態では救い切れない。総合的に判断をして、むつ総合病院では貸付金なんかは受けてもしょうがないと言っているのですが、これは説明申し上げますと、一般会計は地方公共団体という位置づけですから、ここに指定金融機関なり短期借入金、あるいは多少長期になっても、国あるいは都道府県が認めた借入金を膨らませても、これについてはいわば政府の保障がついている。地方公営企業法一部適用である病院に関しては、これは国の保障が3分の1ぐらいしかない。ただ、一般会計はそれなりの借入金はできる。借り入れといいましても、起債の枠というものはおのずと限定されておりますが、短期借入金はある仕掛けになっているのですが、むつ総合病院は一時指定金融機関から借入金についての申し入れは断られるという状況も生じている。それでことしの平成18年度の予算では苦肉の策として借入金の制度をつくっている。つまり、ただ出す金を減らすと言っているわけではないのです。お互いに生きていくことのためにどういう知恵を出そうかということをやっているわけです。早く結果を出せという答えと、今の世の中で単年度で答えを出せるような施策を打ち出せるかという問題との、相克の間で我々の出し得る最良のプランを出している。横垣議員がおっしゃることを素直に聞いて

やれば、こんな楽なことはない。そのような英知を結集して、職員みんな英知持っていますから、英知を結集しているはずなのです。そういう状況でこういう予算編成をしているということにもご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 今むつ総合病院の職員だけがカットされているわけではないという表現しましたが、今私が言ったのは、まさにむつ総合病院の職員だけです。マイナス3%カットの交渉を今しているらしい。年間で4,700万円だそうです。ですから、4,700万円何とかならないかなと、むつ市の一般会計から、先ほど33億円のうち1億円で向こうの方に回してやれば、こういうカットはしなくても済むのではないかなというふうに考えておりますが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 市長部局、それから教育委員会等のいわゆる各種委員会の職員も賃金はカットしております。その効果は、ほぼ2億6,000万円ぐらいになっているわけでありまして、給料のカットだけではなくて、手当のカットもしているのです。むつ総合病院の皆さんからお話をお聞きになっているのはよくわかりますが、市長部局等の職員からもお話をお聞きになってください。相当な不満を耳にすることができるはずでありますから。

○議長（宮下順一郎） 横垣議員にお願いいたします。

負担金及び通告の範囲内での質問にとどめていただくようご協力願います。21番。

○21番（横垣成年） 今市長がそういう答弁されましたので、ちょっと総務部長の方から確認させてもらいたいのですが、今むつ市の職員でそういうようなカットをされている実態があるのかどうか、ちょっと確認のため、ご答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

今市長答弁いたしましたのは、これまでも職員の給与カットはしております。その全体が大体2億円余りのカットになっていきますということでございます。

それから、平成17年度は管理職手当を60%カットしてございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 今総務部長が答弁したように、私は今平成18年度の話をしておりまして、そういうある団体の職員がそういうカットをされようとしている、ですからそれを解消するためにやっぱり33億円の未払い金、1億円で2億円でもいいですから、向こうの方にやれば、そういうカットをされなくてもいい。ですから、そういう立場でこういう未払い金を早く解消するという考え方がないかどうか、ちょっと最後もう一回お願いします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

平成18年度につきましても、五役の報酬については今回の議会にも出していますけれども、カットいたします。それから、管理職手当につきましても、平成18年度、これからはなりますけれども、平成17年度と同様に60%でカットをお願いしたいと、そう思っています。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 私はカットは賛成しているわけではありませんが、むつ市の場合は一応管理職の方がそういう努力をされているということではありますが、むつ総合病院の方は、一般の職員がそういう年間4,700万円の金額をカットされる、3%です。33億円の未払い金のおかげでむつ市が大

変動かっているというのに、むつ総合病院の方がカットされている、職員はカットされている、こういう矛盾はやはりつくるべきではないというふうなことをまず主張させていただきたいと思います。

あと時間もないのですが、一番最初の質問の方に移りますが、電源三法交付金についてであります。壇上で述べましたが、こういう交付金は私はやっぱり永遠ではないという立場で質問させていただきませんが、例えば市長は今の施政方針で、10年後あるいは30年後にこの地に住む人々が胸を張って我が郷土を愛し、自慢してもらえるようなむつ市にしていかなければならない、こういう施政方針を格調高く述べております。ですから、そのときになって、いや、電源三法交付金がなくなった、また同じような交付金があるような施設欲しいというふうな地域になるのは、とてもではないが、こういう表現に当てはまらない地域ですよ。すっかり電源三法交付金頼りの財政運営をしてしまっているというのを私は避けたいために、今来るお金、私はその中間貯蔵施設に反対しているという立場ではあります、来るお金はやっぱり大切に使ってほしいという立場であります。

例えば原発を30年も前から誘致している福井県の美浜町、2年ほど前、このむつ市に来て、この美浜町でもう30年原発が稼働して、ほとんど固定資産税も少なくなっている、交付金も少なくなっているということで、今度中間貯蔵施設が欲しいと、この前むつ市に、2年ほど前視察に来ましたよね。私は美浜町のこういう状況はやっぱり惨めだなというふうに思っております。

○議長（宮下順一郎） 横垣議員、発言にはご留意願います。

○21番（横垣成年） 済みません。やはりこういう団体は、こういう状況になったということ自体、全然自立できていないという証拠だと思います。

若干ちょっと述べさせていただきますと、今東通村もいっぱい原発の交付金来ておりまして、8,087人の人口で91億円の台所、この美浜町は1万1,000人の人口で67億円しかも台所がないということで、これでそういう状況になっているのだらうなというふうに思います。こういう立場で、今あるお金をむつ市ももっと有効に使ってほしい。そういう意味で私はこの地域を本当にお金を大切に使うような、そういう何かプロジェクトでも立ち上げたりして真剣に、どうしてこの地域の地場産業を育成して、その交付金がなくてもいいような、そういうまちづくりをするかというふうなものを考える集団をつくるべきだというふうに思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 一番いい方法は、打ち出の小づちを借りてくることなのですが、我々の土地の歴史をご存じだと思いますが、我々は企業誘致ということに必死になってやってきました。また私は農協の組合長を19年やりました。さらに、同じように第1次産業を振興するために漁業協同組合も必死で仕事はやっております。地場産業とは何か。定義によれば、歴史的にその地に根づいたそんなに広い範囲で目を見張るような大きな事業をやっていなくても、例えばうちわも地場産業、タオルも地場産業と言われているのです。今この土地でこれまで歴史的に見ますと、一番大きな産業であったのが建設業なのです。ですから、国の財政支援等もいただきながら建設業をどうやって活力あるものにするかということをやってきた。企業誘致、合併した四つの旧市町村それぞれやっています。脇野沢に至っては、新しい地場産業を一生懸命つくろうとして努力してきた。ところが、残念ながら一般会計からの持ち出しの方がふえてきている。こういう交付金を使って何をやるか。

アイデアがあったらお出しただければ、それはおかりします。かなりな方が首を集めているんな協議をしてプランを出して取り組んでみても、それがいわゆる地域に根差した産業になっていないというのが現実でしょう。農業も漁業も林業も、今は衰微の一途をたどっている。この中で何をやるかと。今中間貯蔵の事業が始まったら、その工事従業者がふえるではないかということがとりあえずです。これが稼働し始めて一定の交付金が入ってくる、これは減らないのです。固定資産税とかなんとかって関係ないのですから。固定資産税は入ります、一応。でも、中に入っているものにも固定資産税が入る、キャスクというものに固定資産税が入ってくる。キャスクには固定資産税の償却が伴わない部分が多い。発電所の施設だとか、そういう場合とちょっと違う。みんな十把一からげでお考えになるのではなくて、これがどういうものかというふうにお考えいただきたい。それらを活力のもととして生かしていくというのがこれからの政策でしょう。きのう来ることになったから、きょう物を考えて始めろという、そういう事態ではまだ今のところないのです。合併で集まってきた赤字をどう救済するかというのがとりあえずのでかい問題なのです。雇用を生み出す地域産業をつくれ、これが再質問の通告をいただいている項目であります。

ローマは一日にしてならずと言いますが、我々のところも3年ぐらいではなかなかいろんなことができてこないのです。ですから、議員各位の、来年の9月で勝ってきて、皆さんに帰ってきてもらいたいけれども、英知を結集したいと、こう思っております。ご批判いただくのは、私どもの進め方に問題があるから当然のことではありますが、そうではなくて、こんなことがあるではないかというご提案をいただくことも議会の場でのお仕事だと思えます。何もやっていないではないか、何

もやっていないではないかというご指摘だけで事が終わるといふわけにはなかなかいかないと思えますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 21番、申し合わせ時間が迫っております。ご協力のほどお願いいたします。

○21番（横垣成年） 議員からも提案してほしいと言われましたので、早速提案させていただきますが、今、原発先進地を見学と、予算も盛るのでありますが、あれは原発施設だけ見学することになっておりまして、それだけではなくて、原発先進地の地場産業がどのようになっているか、そういう状況なんかも調査する、そういうことをするというのが、それこそ温故知新ではないけれども、古きを温めて新しきを知る、やっぱりそういう先輩、原発先進地で本当にそういう社会状況がどういうふうに変遷をしてきたか、そういったところを調査するというのもするべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 原子力産業の場合には、そういう視察あるいは研究をなさる方々をサポートする機関もございまして、そちらと相談することはやぶさかでございますし、いささかの予算の計上も、これは結構だと思います。

一つだけ申し上げておきます。フランスのラ・アークというところの周辺は、これはパリで売っているチーズの中で一番売れるチーズがそのノルマンディー地方のチーズだと。ゴアレーベンの周辺は、人工湖をつくりまして、ここで例えば小さなホテル、それからドイツは緯度が高いものから、太陽に親しむための施設をつくっている。そういうようなことも海外にもあります。

○議長（宮下順一郎） ご答弁中ですがけれども、申し合わせの時間がありますので、簡潔にご答弁もお願いいたします。

○市長（杉山 肅） そういう研究をお考えでございましたら、私どもが努力いたします。

○議長（宮下順一郎） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

1時10分まで昼食のため暫時休憩いたします。

午後 零時10分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村川壽司議員

○議長（宮下順一郎） 次は、村川壽司議員の登壇を求めます。12番村川壽司議員。

（12番 村川壽司議員登壇）

○12番（村川壽司） むつ市議会第187回定例会に一般質問をさせていただきます村川壽司です。

さて、雪かきに追われた長い冬もようやく終わりを告げ、我がむつ市にも春の兆しが到来する時期となりました。春到来となれば、待ちに待ったしもきた克雪ドーム、ウェルネスパークの開館です。ドームの利用を心待ちに、楽しみにしている市民が数多くおることと推察されます。青森県からいただいたしもきた克雪ドーム、そしてプール、トレーニング室つきのセンターハウスを老若男女問わず大いに利用し、健康第一のむつ市をつくっていききたいものです。

それでは、質問に入らせていただきます。第1の質問は、きれいなむつ市をつくるための環境整備についてお伺いいたします。前段でも申し上げましたが、釜臥山と陸奥湾を背景にぼっかり浮かんだようなすばらしいしもきた克雪ドームが完成いたしました。そして、リサイクル燃料備蓄センターもこれから新たに建設される予定になっております。新むつ市のイメージをさらによくするた

め、きれいなむつ市をつくるための環境整備に一層心を砕いて配慮して取り組んでいかなければならないと実感しております。

その一つに、町内会にそれぞれ設置されておりますごみ収集小屋等の問題点が挙げられます。先般脇野沢地区から川内地区、むつ地区、大畑地区方面までごみ小屋の設置状況並びにその耐久ぐあい等を観点に視察してまいりました。多種多様な形、そしてさまざまな立地状況のものがあり、頑丈なつくりのもの、かぎがかかっているもの、かかっていないもの、また小屋の覆いの部分が網のもの、そしていつ飛ばされてもよいような粗雑な形態のもの、さらにはいまだにシートやネットで覆っただけのもの等、大きさなども小ささまざまなものがありました。市民の声の中には、自分たちの町内会の班で小屋の建設資金のためのお金を寄附で出し合い、自分たちの手でボランティアでつくっているというのがほとんどです。また、一方、町内会費からわずかな援助をいただいているというところもあります。さらには、修理代等はほとんど自分たちで出し合っているということです。

そこで、単刀直入にお伺いしますが、本来これらのごみ小屋は市が建設し、市民に提供すべきものではないでしょうか。今早急ではなくとも市民の立場をよく理解し、環境整備のためにもぜひごみ小屋設置の対策を講じてはいかがでしょうか。

また、一方、町内会の仲間、貸し家住まいの人、アパート住まいの人には、ごみ小屋利用のルールを守り、さらにはごみの出し方の約束を守ることはもちろん、資源ごみでリサイクルするなどのごみ減量作戦にも一層配慮、協力していただき、むつ市民がお互いに気持ちよく住みよいきれいな環境づくりを目指し、一丸となって実践できるように、いろいろなメディアを使って呼びかけ、働き

かけていくことを提案します。

ある近隣の情報を紹介いたしますと、きれいな村をつくるために、統一したごみ小屋を設置し、美化運動を定着させようと、今その運動、製作にみんなで頑張っているようです。その村を車で走ってみると、道路の左右に緑の屋根の小屋でごみ収集ステーションが見受けられることと思います。その数300個、すべてを村の予算で製作したとのこと。材料は、村有地の間伐材を利用して、建設課、農林課が手を結んで完成までこぎつけたそうです。むつ市でもまちの顔づくりとしての美化運動、環境整備をいま一度見直しし、各町内会各班にプレゼントをしてみたいか。それも、有料ごみ袋の収益の、市民の税金の使い方の一つの方法ではないでしょうか。私個人としては、大小を問わず、市民に必要な箱物はごみ小屋を初めどんどんつくっていただきたいと願っております。第三田名部小学校、第一川内小学校、大畑消防署、そして私がいつもお願いしておりますむつ市総合体育館の早期建設実現もあわせて希望しております。子供たちが待っています。市民が待っています。

さて、二つ目の質問は、地域の子供たちの安全を守る安心なまちづくりについて、お伺いいたします。私たちが常日ごろ協力し合い、助け合い、一生懸命に取り組まなければならないことは、子供たちをしっかりと守ることではないでしょうか。最近では、腕章やワッペンをつけた地域の大人の人たちが登下校時に街角に立ち、子供たちの安全を見守る姿が見受けられるようになりました。地域市民の子供たちを自分たちの手で守ろうという意識が高まっており、望ましいことだと拝察しております。しかし、依然としてニュース等で流れてくるのは子供たちの悲報です。本当に心の痛む問題です。

青森県だけでも1月末から2月末までの1カ月

間で、11件の不審者情報があり、そのうち5件がむつ市内で発生しているとのこと。これは、県警の報告資料に記載されております。他地域に比べ多い件数でびっくりというか、心配です。そして、その被害者がいずれも小学生、中学生の女子ばかりです。

内容を簡単に申しますと、これはむつ署管内だけですけれども、1件目、むつ市川内町高野川の路上で小学生女子が「遊ばないか」と声をかけられています。相手は、ダンプの運転手だそうです。2件目、むつ市仲町の路上で、中学生女子が「温泉がありますか」と声をかけられています。相手は、軽トラックの運転手だそうです。3件目、2件目と同じ日の同じ時間ごろ、同じ仲町で、「リュックに何かついてますよ」、「スカートに何かついてるよ」、相手は軽トラックの運転手だそうです。4件目、2件目と同じ日に、下北町で、「トイレどこにありますか」と声をかけられています。5件目、むつ市南町で、「あめを上げるからおいで」と小学生の後をついてきた。まだ届けられていない情報ももっとあるかもしれません。その他県内の言葉かけや所作等を調べてみると、車内から手を伸ばし、さわろうとした。「寒いから車で送ってあげるよ」、「ちょっとこっちを向いて」、「寒いね、いいもの上げるから、こっちはさおいで」、これは11件のうち、むつ市以外の中身です。特に野辺地町では、下校途中の小学生女子を「ちょっと来い」と左腕をつかまえたなどの事実や事例があります。本当に怖い例です。ほうってはおけません。

このような事件、情報をかんがみ、私たちはさらに一層安全指導を継続し、地域住民が協力し合うことの必要性を痛感いたします。地域で、また学校単位、警察署などでパトロールなどの安全対策に努めておりますが、いま一度見直しをし、よりよい対策、方法を考え出し、子供たちが日々安

心、安全に暮らせるまちづくりを実践していきたいものです。大変難しい問題ですが、子供たちを守るための妙案が一つでもありましたら、ご提示いただければと思います。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 村川議員のご質問にお答えいたします。

まず、きれいなむつ市をつくるための環境整備についてのご質問の第1点目、町内会のごみ収集小屋等の設置状況についてであります。むつ市4地区のごみ集積所は、3月1日現在でむつ地区が1,035カ所、川内地区が215カ所、大畑地区が211カ所、脇野沢地区が88カ所、計1,549カ所設置されております。そのうち屋根や扉のあるごみ小屋を設置しているのはむつ地区が788カ所、川内地区が200カ所、大畑地区が211カ所、脇野沢地区で87カ所、計1,286カ所です。ごみ小屋設置に伴う経費ですが、大畑地区を除く3地区では、各町内会の町内会費の中から捻出し、設置費用を賄っているのが現状です。大畑地区につきましては、平成15年度までは町として1カ所当たり5万円の補助を出し、公費で支援を行っていたとのことでありますが、平成16年度以降は町内会へご負担をお願いしている状況にあります。

次に、ごみ小屋の設置について、公費の導入はできないものかとのご質問ですが、確かにクリーンな地域づくりを目指してごみ小屋の設置経費を公費負担している自治体もありますが、むつ市の場合は廃棄物の処理責任は第一義的に排出者が負うこととされていることと、市民の協力なしにはごみ処理計画の実施やごみの減量化を実現することができないという立場から、ごみ小屋の設置についても直接的な支援を行ってきませんで

した。しかし、むつ地区につきましては、町内会との一体化を図るべく平成7年より継続してまいりました資源ごみ回収奨励金を各町内会へ交付することで町内会の事業活動や種々の行事、ひいては環境整備の一つでありますごみ小屋の設置費用に充てていただき、相応の側面支援を行っております。したがって、ごみ小屋の設置や周囲に伴う経費、また公共用地や民有地を借用する場合の管理者もしくは地権者からの了解、さらにはごみ小屋の管理まですべて町内会にお願いし、ある意味では環境に対する意識の高まりと町内会の自主性を尊重しているのが実情であります。

言うまでもなくむつ市が公費負担を導入した場合、合併後の世帯数やごみの集積所の数を考えれば、明らかに相当多額の費用が必要となります。また、町内会の規模やごみの排出量によってごみ小屋の対応等も異なるといった種々の問題でもあります。さらにお考えいただきたいのは、ごみを収集し、焼却処分する費用は、一般会計の支出でございます。ごみ小屋だけの支出では間に合わないわけございまして、これらがごみの収集の際に小屋にだけ注意が集中しておりまして、議員各位であれば、収集にどのくらい費用がかかるのか、焼却炉をつくるのにどれくらいかかっているのか、そしてそれをさらに焼却だけではなくて、処分するのにどのくらい費用がかかるのかはおわかりいただけていると思うのでありますので、それらも町をきれいにするための費用として一般会計から支出をされておるということに目を向けていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、財政負担はどちらにも伴いますので、今後の検討課題とはさせていただきますけれども、事実上困難であると申し上げざるを得ないと存じます。

また、ご指摘のありました町内会になじみのない一時赴任の単身者や新規転入者のごみ出しルールやマナーについては、現在も転入時に庁舎窓口

にて冊子やパンフレットを配布し、ごみの収集日や分別方法を周知しておりますが、効果が出ない。町内会に入らないという方もいらっしゃるので、収集場所等について、一応窓口では住民登録をした方にはそういう手続は進めておりますが、町内会に入らないということもございまして、広報紙も配布しないという方法をとっております。住民になったのだから、広報紙を配布しろという強硬な意見もありますけれども、町内会を経由して配っておりますので、月どのくらいの会費になるのかわかりませんが、「どうぞ、町内会に払ってください」と言うと、そんなものなら出さないという方が多い。こういう状況もございまして、我々も今後も努力をいたしますけれども、一時の仮住まいという気持ちでおいでになっているということがこういうことの現象、理由であろうと考えますので、町内会長さんが汗水たらして勧誘しても応じてもらえないということに対して、市の行政的な活動として、これに協力を呼びかけることは非常に難しいと申し上げざるを得ないことを残念に思います。

会議録署名議員の追加指名

○議長（宮下順一郎） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

56番本間千佳子議員を指名いたします。

○議長（宮下順一郎） 教育長。
（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 村川議員のご質問にお答えいたします。

登下校時に子供たちが犯罪被害に遭うなどの憂慮すべき事案をテレビ等を通じて目にする機会が残念ながらふえてまいりました。また、本市にお

きましても、学校や子供たちの適切な対応により実害がないとはいえ、少なからぬ声がけ事案が発生いたしておりますことは、議員ご指摘のとおりであり、今年度、昨年4月から3月の現在まで、24件を数えるに至っております。学校を初め教育委員会といたしましても、子供さんを持つ保護者の方々ともども、このことにつきましては深く憂慮いたしているところでございます。

まず、ご質問の1点目の各地域の安全対策の取り組み状況についてお答えいたします。本市においては、児童生徒の安全は、市内全域においてひとしく確保されるべきであるとの考えから、声がけ事案等が発生した場合には、教育委員会を中心とした緊急連絡網により市内全小・中学校及び関係諸機関に情報を提供し、適切な対応がとれる体制を構築しているところであります。

また、むつ警察署など、関係諸機関とも日常的な情報交換やパトロールボックスの設置など、平素より緊密な連携に心がけ、事案発生時におきましても適切な対応ができるよう努めております。

また、未然防止の観点から、各学校においては学級指導や全校指導を通して声がけに遭った際の対応について、繰り返し指導をいたしておるところであります。

さらに、保護者の方々や地域の皆様方のご協力をいただきまして、こども110番の家への登録や街頭指導及びパトロールへの協力など、子供たちの安全を確保する取り組みも行われております。

また、各学校におきましては、文部科学省より配布された学校安全管理マニュアルをもとに独自の安全管理マニュアル及び安全計画を作成するとともに、不審者の侵入を想定した避難訓練や警察関係者の協力を得た防犯教室を実施いたしております。

教育委員会といたしましても、社団法人むつ法人会、青森県トラック協会下北支部、むつ市タク

シー交通防犯協会、社団法人公済会、むつ市防犯協会、むつフレンドリークラブなど、ただいま申しあげました団体より計6,225個の防犯ブザーのご寄贈をいただき、市内全児童・生徒に配布しているところであります。そのほかに、全校への防犯カメラ、インターホンの設置、さすまたの配布などを行い、児童・生徒の安全確保に努めているところであります。

次に、今地域の大人たちができることは何かというご質問についてお答えいたします。現在地域の子供たちは地域で守り育てるという理念のもと、各地区の民生委員、児童委員、むつ市少年センター少年指導員、青少年健全育成推進委員、防犯指導隊、少年補導協力員、防犯協会など延べ323名の皆様方にご協力をお願い申し上げ、登下校時における通学路のパトロールを実施しており、児童・生徒の安全確保に多大なるご貢献をいただいております。

また、ただいま申しあげました団体の皆様方には、登下校時のパトロール以外にも繁華街や大型店舗における巡回指導や防犯思想の啓発活動など、他方面にわたりそのお力を発揮していただいております。さらに、先般新聞紙上において紹介されました退職住民によるお散歩パトロールに見られるように、多くの大人が子供たちの安全に関心を持つことが地域全体の安全意識の高揚に結びつき、安心なまちづくりにつながっていくものと考えております。

けさおわび申しあげました教員の不祥事事件は、二度とあってはならないわけですが、教育委員会といたしましても、今後とも学校、保護者、地域、関係諸機関と連携して、子供たちを犯罪被害から守る取り組みを継続的に積み重ねていきたいと思っております。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 12番。

○12番（村川壽司） まず一つは、ごみ小屋の件ですけれども、財政上いろいろわかります。ただ、先ほど例を挙げた隣村、東通村ですけれども、その班の人数によっては大きさの違いはありますけれども、大体1班につき15万円くらいで製作しているということをお聞きしました。事務局の方には、その資料も差し上げておりますけれども、1個15万円掛けるむつ市内約1,600でいけば、2億円くらいで済むのかなという感じもしまして、これから少しずつ節約して、決して今つくれとは申しません。つくってくれとは申しません。その辺考慮していただいて、古い順にとか製作していただければなど、そう思います。

そして、いろんなメディアを利用して町内会に入会してくれ、そして気持ちよくごみ小屋を利用してくださいというお話をしても、なかなか入ってくれない。そしてわからないうちにごみ小屋の周りをごみでいっぱいということで、その班の班長さんの悩みが非常に大きいわけで、そういうことも考えて、少しずつでも資金を蓄えながら、県内では一番大きいむつ市です。そして川内方面にはいい山がたくさんあるというのも聞いております。その間伐材等を利用してやってみる気はないかなと、そう思います。その点、1点、その気持ちを聞かせてください。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 東通村の場合は、ごみの分別収集を始めたのは我々よりうんと遅いのです。旧大畑町も大分後になって始めているのです。分別収集をやりますと宣言したのは、ある意味では下北地域では旧むつ市がトップなのです。これは、分別収集なんということは言わないで、ごみの減量化作戦という言い方をしたのです。それに町内会長を初め多くの方々が賛同してくださって、ただごみ小屋は自分でつくってくださいよというんなポストをつくりました。廃棄物減量等推進審

議会委員でありますとか、それから例えば空き缶を集めた場合には、それに対して一定の量に対して一定の金額の報酬が出ますと。いわばギブ・アンド・テークの関係でやってきた。一番難しいのは、ごみ小屋を建てる土地を市役所が一々お願いに行き、どこがいいだろうと相談してやるよりも、町内会がこの辺がいいのではないのと。これは、東通村でもそうでしょう。地元の町内会で決めてくれば、そこにやりますと言えばいいのですけれども、そういう細かいものをたくさん、一つずつ片づけていかなければならない。それよりも何よりもごみは排出した人が自らの責任で一定のところまで自分で処理をする。廃掃法の原則がそんなのです。事業系ごみについては、排出者が自らの責任において処理すると、こうなっているわけです。一般廃棄物についても、精神は同じなのです。それをどちらを選ぶかということは、それはいわば事務担当を含めて結論を出す立場のそれぞれの考え方でありましょうけれども、ごみ中間処理場という言い方をしますが、焼却場をつくるのにもむつ市の場合は6割5分出しているのです。運搬する量もむつ地区が一番多いのです。大体1台1,300万円ぐらい年間かかる。ごみ袋を買ってもらっている金額を計算しますと、収集する費用とごみ袋と、それから奨励金を出すのは、差し引きほぼゼロです。そういうような事情もお考えいただきたいと思うのです。

今、増して先ほどご発言にありましたように、面積だけは県内で一番広いのです。これは、最初市町村長会議を開いたときに、佐井村、大間町、脇野沢村などは、トン当たりの収集費用を安くしろという要求もありました。そんなさまざまな事情を積み重ねたうえで今日のシステムがむつ市ではとられているということですから、これについて、ごみ小屋だからいいでしょうというふうに、2億そこらの金なら何とかしましようとい

うことは、言いたい気持ちもありますけれども、ほかのもけちっておいて、ごみの方だけいいそうだと、ごみはうまくいっているのに、何で特別ごみにやらなければならないのと、こういう反論の方が多くなるような気がします。そのあたりについて、ひとつご判断をお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 12番。

○12番（村川壽司） いずれにしても、ごみを含めて、とにかくまちをきれいに、環境のいいむつ市にしていきたいものだと思います。

それから、二つ目の質問の組織の強化ですけれども、もしできるのであれば、この機会ですので、そういう団体等にお集まりいただいて、もう少し強化できないかと。人数をふやすことができないかというようなところまでお話し合いして、そして毎日とはいかなくともそれぞれの配置、またはコースを歩くとか、そういう形にできないかなと、そう思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。私も朝たまに車で走ったり、夕方一番怖そうな時間、5時、6時ごろ車で走ったりしておりますけれども、それを個人だけではなくそういうチームを強化して、その中でこういう体制が一番いいのではないかという体制づくりをしてやっていければと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいまのご質問は、安全安心確保の点だろうと私は思って聞いておりましたが、いいでしょうか。

議員仰せのとおり、まちづくりといいましょうか、そういう点ではやはり公的機関で関係機関が組織的に、定期的に巡回パトロールをするというのは当然必要だろうと私は思っております。ただ、だんだん成熟してきますと、市民自らが立ち上がって自分の住む地域、町内を守っていこうというふうな意識が最も私は大事なことではないかなと

思っているわけでございます。そういうことで、先ほど申し上げましたように、退職された方が何人か集まりまして、定期的に散歩を兼ねて下校時に子供を見守っていただいているとか、あるいはまた町内単位で防犯腕章や帽子をそろえてパトロールをやっているということで、関係機関のような、あるいはまた公的機関のような非常に固まった組織はないにしても、そういう自主的な形でパトロール隊など編成されているということは大変素晴らしいことだと私は思っておりますが、公的機関とそういう形の自主的にやっている方と、さらに大事なことは、地域住民の目が、地域の目が不審者にとっては最も恐れることだろうと私は思うわけございまして、やはり我々一人一人が自分たちの子供ばかりでなくて、大人も含めて、お年寄りも含めて守っていくという、あるいはそういう視線といいましょうか、そういう目が最大の防御であって、そしてまたまちをつくっていくうえでの大きなファクターになるのではないかなと、こんなふうに私は思っているわけでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 12番。

○12番（村川壽司） では、明るいむつ市が早くできることを期待して、質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、村川壽司議員の質問を終わります。

2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

斉藤孝昭議員

○議長（宮下順一郎） 次は、斉藤孝昭議員の登壇を求めます。59番斉藤孝昭議員。

（59番 斉藤孝昭議員登壇）

○59番（斉藤孝昭） 皆さん、お疲れさまです。むつ市議会第187回定例会に当たり一般質問を行います。

昨年3月にむつ市、大畑町、川内町、脇野沢村の4市町村が合併、新生むつ市が誕生し、ちょうど1年がたちました。その間市長初め市職員の皆さんは、山積するさまざまな課題解決に積極的に取り組み、住民のために努力していることに対し、敬意を表するとともに、今後の活躍に期待するところであります。

さて、今回の私の質問は、行政評価について、義務教育について、そして雇用対策についての3点であります。

まず、1点目の行政評価についてであります。ここ数年間の当市の財政状況は、危機的な状況が続いていることから、さまざまな手法を駆使し、市政運営に取り組んでいることは私から言うまでもありません。そんな中であって、今次定例会に資料として渡された行政改革大綱、行政改革実施計画及び集中改革プランは、実施期間、取り組み目標が具体的に明記されるなど、改革改善に向けた市長の意気込みが伝わるものとなっています。そして、当市の財政改革が一層進むよう期待するところでもあります。

ところで、さまざまな市の行う事業の計画は、前年度または過去の成果と反省を踏まえ、将来のあり方についても検討し、作成するものと思いません。当市は、事業計画を策定する事前行為として、政策及び事務事業の評価をどのように行っているのかお伺いいたします。

次に、平成18年度中に行政評価システムを導入する考えはないかという質問であります。地方自治体を取り巻く環境は、政府が進める三位一体の

改革、市町村合併、地方分権などにより極めて厳しい状況となっています。また、情報公開を初めとする住民ニーズの多様化に対応することは、自治体運営に当たり前の時代となりました。財政難、そして効率化の必要性、何が必要で何が必要でないのか、最少の経費で最大の効果を上げる、言葉では簡単に話すことができますが、実行に移すとなれば、行政主導で進めることなく、住民の理解と協力があってこそ実現されるものと私は考えています。

さて、行政評価システムとは、市が行う政策や事業の行政活動について、一定の基準でできる限りわかりやすい指標を用いて、その必要性、やり方の妥当性、そして成果などを評価し、実施計画の進行管理や予算編成等に活用するものです。このシステムを導入すると、住民ニーズに対応した政策や事業を効率的かつ効果的に推進することができます。このことから、行財政改革に積極的に取り組む全国各地の自治体で導入または検討されていると聞いております。私は、自治体の説明責任が確保され、開かれた市政を実現することができるこの行政評価システムを平成18年度中に導入検討すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の2点目は、義務教育についてであります。前に2議員が同じ内容の質問をしておりますが、教育長には重複する点も含めて誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

平成14年4月から新学習指導要領に基づくゆとり教育がスタートしました。当時の父母や教職員は、文部科学省が導入したゆとり教育にはいささか疑問が残りながらも、試行錯誤しながらさまざまな取り組みを実施してまいりました。しかし、ここに来て中山前文部科学大臣は、昨年2月11日の読売新聞のインタビューに応じ、学習指導要領の見直しなどに関する見解を明らかにしてお

ります。「現行の要領には、「内容の削減はともかく、授業時間の削減はよくなかった」と述べ、ゆとり教育の問題点が授業時間を減らした点にあると考える。どう授業時間数を確保するかに関しては、2学期制の導入など教育現場の工夫を評価し、さらに「総合的な学習の時間」の削減や夏休みの短縮なども例として挙げた。ただ、具体策の検討はあくまで中央教育審議会の議論にゆだねるとした。土曜日に本格的な授業を行うことについては、「学校週5日制はすでに社会に定着している」と否定した。さらに、昨年末に公表された国際調査で、日本の小中高校生の学力低下傾向が明らかになったことに関し、「ゆとり教育が、勉強しなくてもよいという誤ったメッセージを児童・生徒や教師に発してきたのではないかと指摘。児童・生徒の読解力を高めるため、「各教科を勉強する際の基礎となる「国語」の時間はふやしてほしい」と語った」と報道されました。

また、県教育委員会は教育は人づくりであるという原点に立ち、その基盤となる確かな学力の向上に向けた取り組みの考えを明らかにし、ことし1月、19年ぶりに青森県教育実施の方針を見直し、新しい時代を主体的に切り開く人づくりを基本目標とした本県教育の方向性を示しております。国そして県も教育のあり方について、少しずつ修正し始めたとは感じています。

そこで、本市においても確かな学力向上の取り組みについて、具体的施策及び検討事項を示しておくべきと私は考えますが、教育委員会委員長のご所見をお伺いいたします。

3点目の質問は、雇用対策についてであります。昨年むつショッピングセンターなどが倒産し、職を失った方や負債を抱えた方が数多くいらっしゃいます。その方たちのほとんどは、いまだ仕事を探すためにハローワークに通ったり、新規事業を模索するなど、不安の毎日を送っていると聞いて

おります。また、都市部ではミニバブルに沸き、仕事も選び放題との報道も聞きますが、当地ではどうでしょうか。市長はだれよりも内容をご存じだと思えます。

昨日慶長議員の一般質問は、倒産したむつショッピングセンター中央店へ庁舎を移転する案についてでありました。市長は、不確定要素が数多くあるものの、庁舎移転については積極的に検討する、とともれる発言をしております。庁舎の移転または新築は必要と思えます。しかし、今必要なことは、この施設を活用した雇用の創出と経済の活性化であります。休日のはまなすラインの混雑をどのように分析するのでしょうか。下田、青森、そして十和田、間違いなくここで生まれたお金がほかの地域で使われております。大手企業が施設の活用を検討しているとも聞きますが、そんなときに庁舎移転を発言することはいかがなものでしょうか。私は、雇用対策として、地域経済を活性化するためにも、旧アークスプラザへ新たな事業者を誘致する行動を市長が行ってもいいのではないかと思います。ご見解をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、行政評価についてのご質問のことでありますが、これは岩手県滝沢村の助役を務めた方で、宮古市の市長の奥さんの熊坂さんという方に、かなり分厚い本をただで提供してもらいまして、行政評価の仕方の手法なども書いてあるのです。熊坂さんという方は、だんなさんの宮古市の市長はむつ総合病院にも勤務したことがある医師でございまして、だんなが宮古市の市長で、奥さんが滝沢村の助役という、そういう関係ですが、奥さんの方はまだ東北大学の博士課程に入っているとい

う方でありまして、読んでわからないのです。行政評価という表現でお尋ねいただきましても、その行政評価の手法をどの部分をとるかということが非常に難しい問題であります。現在それを読むように命令しているのが齊藤議員ではなくて、齋藤総務部長に命令しているのですが、まだ机の上に置いてあるそうです。

これ冗談ではないのです。各地でやっているということを取りあえず県内だけ調べましたら、10市のうち5市やっております。行政評価やったら、物すごく損をしたというのもあるのです。本来行政評価というのは、仕事をした後で評価をする、仕事をしている途中で損をしたのまで入ってきているのです。県内だけの話です。行政評価というのは、理論的にはやるべきことだと私は考えます。しかし、これはもう少し聞きやすい言葉で言いますと、民間の手法によって営業の評価をするということと言いかえても間違いではないと思うのであります。新しいテクニック、なれない人がその新しいテクニックを使わなければならないということでありまして、そういう状況を今日考えますと、確かにいわゆる県内の旧3市は、平成13年、平成14年、平成15年、平成17年という年代に導入していますが、私から言わせると、成果はさして上げておられない。システムはつくったけれども稼働させていないと言っても仕方がないのではないかと。取り組むからには、それぞれの立場にあるそれぞれの職員が連携をして評価をきちんと出すということがなければならない。先ほど申し上げた滝沢村の助役をやったミセス熊坂は、その辺を相当詳しく書いています。厚さにして大体250ページぐらいの本です。読んでわからない言葉がたくさん出てくる。指針はもらってあるのです。この方が書いたのと別に、総務省あたりで出している指針などはもらってあるのですが、わかりやすく書いてあります。わかりやすく書いて

あるとおりにくっても、わかりやすいだけで中身はわからないのです。そういう性格の、行政への取り組みをさせる、しなさいと、こういうことであろうと私は今感じております。やるからにはしっかりとしたものを進めて、それによって次なる年度、次なる事業への成果を送り継いでいくべきものでなければならないし、送り継げるものでなければならないと、こう考えております。

難しいことをこっちにも、答弁書にもいっぱい書いてありますけれども、そう申し上げても読む方がわからない。斉藤議員の方はわかりになるでしょうけれども、私が読んでいてわからないのです。答弁というよりも、ご提案になります。一緒に考える場をつくりませんか。その方が早いうちに実がつくと思うのです。これは、主に決算議会に報告書を書くためのものをつくってさえおけば、それなりの責任は果たせるというものですが、それでは何にもならないでしょう。一緒に考えて、一緒にこのように進んでいきましょうという新しいものへ挑戦するための力にしていくということでないか、せっかくつくったシステムが機能しないのではないかと、私は今の段階では考えております。

それから、質問の第2点目が平成18年度中にこの制度を導入する考えはないか、こういうことですが、できれば議長にお願いして、研究するための小委員会つくっていただき、市長部局の方のそれを担当させるチームをつくって合同研究会を開く、共同作業をさせていただき、こういうことにさせていただきたいと思えます。なぜそんな変な提案を上げるかといいますと、例えば私どもの姉妹都市のポートエンジェルスを初めアメリカの人口5万人あるいは6万人といったような都市では、ご承知のようにポートエンジェルス、議員は7人です。7人の最も大きな大事な仕事は何かというと、シティーマネジャーを雇う際の検

討するということなのです。シティーマネジャーがどんな仕事をしたか、これまでの経験はどうか、ポートエンジェルス市のシティーマネジャーになってどんな仕事を計画しているか、それをチェックするのが議会の機能。議会が互選をして市長を選ぶ。国が言っている小さな政府というのは、どうもそういうことをも発想の中に含ませているような気がするのであります。私が今提案申し上げているのは、そのような共同で研究するシステムを構築して、小型アメリカ版市議会と言ってしまうと身もふたもない話になりますが。

こういうわき話をさせてもらいますと、アメリカへ行って、「私はメイヤーでもう20年やっています」と言っても、絶対わかってもらえない。アメリカでは、小さなまちのメイヤーは、2年を1期として、2回やれば終わりなのです。_____

_____日本のシステムが違う、プレジデントのシステムだけれども、しかしアメリカは、大統領はご承知のように4年間2回やれば終わりです、1人の人間に任せないという、イギリス的な民主主義とはまた違う民主主義をやっているわけです。最近少し、そんなに長くやっているのだから少しは大したものだろうというふうに思っていただけになりましたけれども、そういうようなことでありまして、このシステムについてはできれば議長の特別な計らいによって共同研究する会をつくれなかと、またあるいはそれに近いシステムをつくってもらえないかをご提案させていただきたいと思うのです。そういう研究の成果として、平成18年度中のどの時期になるかはともかくとして、新しい形を作り出すことができれば、地方市議会として、あるいは地方市として初めての試みを成功させることになるのではないかと。成功すれば、これにこしたことはないということも含めまして、

そう考えるところでありますので、議員各位の格別のご意見をちょうだいいたしたいと、そう考えるところであります。

次に、雇用対策の問題であります。これは具体的に旧アークスプラザへの新たな事業者を誘致する考えはないかということが前提になっていらっしゃるようですが、今米国でも我が国でも大型のコンビニエンスストア、あとは例えばディスカウントショップの統合、あるいは資本的な買収、TBOといったようなものが進んできておりました。総合的なコンビニエンスストアが、その業績の悪化をカバーするのにどうするかという時代に入っているようです。地方のコンビニエンスストア等が独自の地方を築いているというものもございしますが、大型のストアが大変です。特にアメリカで最大と言われるゼネラルコンビニエンスストアが、労働組合を持っていないという理由で大都市への進出を阻まれている。日本のスーパーマーケットストアとの資本提携もままならないものになってきている。我が国の大店法が大幅に改正になるという見通しはなぜかという、そのような世界的な経済環境、つまりコンビニエンスストア等をめぐる経済環境が変化してきているということからあると思っております。

ですから、現在ある店舗を活用して新しい資本を誘致できないかということに対しては、私どもは今、発言者となる立場ではないと思っております。商工会議所等のご意見を伺わなければなりませんけれども、商工会議所もかつて皆さんにご相談申し上げて新たな条例を一つつくっていただいたという経験もあるわけでございますから、そのような考えにはただちに検討に入りたいというような状況にないのが今日的な環境であります。

場所としては、大型の店舗をつくるのには最適のところだと思っておりますが、どの道を選ぶのが今議

会の各位を含めて私どもに課せられた責務なのか、またその中に入っているかどうか、非常に大きな決断と、それから方法論を持っていないといけない、こう考えるものでございます。今のところ私どもはまだ一つの提案しか受けていないという状況にありますから、それらについてここで具体的なことを余り深い部分まで申し述べることは遠慮させていただきたいと、そう考えるものであります。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 斉藤議員ご質問の確かな学力向上の取り組みについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、昨年8月に実施されました青森県教育委員会によります学習状況調査につきましては、同年12月に結果が公表されたわけです。本調査は、平成15年度より青森県内の小学校第5学年児童及び中学校第2学年生徒を対象に行われ、今年度は第3回目の実施となりました。今回の調査結果につきましては、これまでの県全体及び教育事務所管内別の正答率に加えて9市6地域の正答率も公表されました。むつ市は小・中学校ともに県平均正答率を下回る結果となっておりますが、青森県教育委員会教育庁からは、本調査に係る各校の状況について、適切な機会に保護者にも周知するなど、積極的に情報提供に努めるよう通知がなされているところでもあります。

さて、議員ご質問のむつ市における確かな学力向上への具体的な対応についてであります。教育委員会におきましては、全国レベルのむつ市学力検査の実施はもとより、学力分析、学力分析員による問題、活用資料集の作成のほか、市内小・中学校教員を対象としました研修会開催等の取り組みを行ってきたところでございます。各学校の熱心な取り組みによりまして、学力向上への機運

が高まるとともに、指導の改善がなされ、よりよい方向にあるものと考えているところであります。しかしながら、今回の学習状況調査の結果を真摯に受けとめなければならないことは言うまでもなく、本年1月に開催されましたむつ市学力向上対策研修会におきまして、特に次の3点について強調してお願いをしたところでございます。

その第1点目は、本調査は学習内容の実態状況を把握するためのものであることから、自校の正答率の状況と課題を明確にすること。第2点目は、自校の課題を受けて、具体的指導のあり方について検討すること。第3点目、課題解決に向けた授業改善に努めること。以上のように、数値化された結果のみでこの本調査が理解されるものではなく、すなわち学校単位のランキングづけに一喜一憂するのではなく、一人一人の個に応じた指導へと生かされるべきものであることを、さきの研修会において確認したところでございます。

ところで、むつ市内児童・生徒の学力の実態につきましても、学年が進むにつれて状況が難しくなるという傾向がありましたが、今回の結果からは、中学生において厳しいながらも徐々に県全体の正答率との差を縮めており、今後指導の改善により学力の向上は十分に期待できるものと思っております。

さきに濱田議員の一般質問のときにも申し上げましたけれども、むつ市教育委員会としましても、今議会でご審議いただければ、むつ市独自のスクールサポーター支援事業、さらには教育相談支援事業、それに県当局から先般連絡がありましたけれども、私どもむつ市に学習サポート推進事業を割り当てたいというふうな連絡もありましたけれども、これは一人一人に応じた指導を展開できるということで、さらに教育の充実が期待されるのではないかなど、このように思っているところでございます。

○議長（宮下順一郎） 59番。

○59番（齊藤孝昭） 教育委員会への質問に関しては、私で同じ内容が3人目ですので、再質問はしません。ただ、先ほど壇上において「中川文部科学大臣」と言ってしまったようですが、「中山文部科学大臣」の間違いですので、訂正したいと思います。

それで、行政評価システムについては、市長は議会にげたを預けたというふうなことになったというよりも、何とかお願いしますというふうなことでありましたが、答弁書をせっかくあるのに読まれなかったので、その答弁書をぜひ私に後でよこしてもらいたいと思います。やはり事務方がつくった答弁書の内容がどういうものだったかというのちょっと勉強の参考にしたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、むつショッピングセンターの跡地についてですが、先ほど一つの案はあるというふうなことを言っておりましたが、それは庁舎移転ということなのでしょうか、確認いたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 大店法を含めた大型のスーパーマーケットについて、世界的な変動が起きている。国内でももう大変動が始まっている。こういう中で私どもが行政という立場で中に入って、右にする、左にするということに対して発言できる場でもないし、行動できる場でもないだろうという判断をしております。そうしますと、私どもが主導的に動けるものは庁舎移転に絞られてくるのではないかと考えるわけであります。ただ、きのうの私の答弁をまとめていただいたマスコミでも、それは一つの考え方の表示であって、破産財団管理者、管財人と言っていますが、破産財団管理人なのです。そういう方々の考え方に影響される部分はかなりありますから、それは私の考えは私の考え、破産財団を管理される方々がどう考え

るか、これは話は別であります。私の一つの考え方であるということをお示したわけでありますから、議員各位のご意見も十分参考にさせていただきながら、方針を決めていく立場にあると思っております。

○議長（宮下順一郎） 59番。

○59番（齊藤孝昭） よくわかりました。ただ、先ほども壇上で申し上げたとおり、失業された方は、これからどうするかというふうなことを考えて、もう半年近くたつわけです。仕事もないしというふうなことで、市長が軽はずみな発言で、旧ダイエーアークスプラザの場所に役所を移転したいというふうな話をしたおかげで、この先どうなるのだろうと。ちょっとの光に期待していたのが、それでももう全部なくなったわけです。ということもありますので、ここに庁舎移転したいという気持ちは十分わかりましたが、雇用対策、これからむつ市に住む人たちが、学校を今終わる子供たちも含めて働く場をたくさん提供してもらえような施策をぜひ市長にお願いしたいと思えます。

答弁は要りません。これで質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 軽はずみに申し上げたつもりはないのです。選択肢の一つとして申し上げておると、こう言っているのです。ですから、それに対して、破産管財人に対して手を挙げている人がいらっしゃるのです。そちらはそちらで選択肢の一つとして持ってきているわけです。そちらは、確固たる経営理念持っているかもわかりませんが、私だってそれなりの理想を持ちながら申し上げている。ただし、私の場合は議員各位の同意をいただかなければ結論を出せないという立場にはありますけれども、決して軽はずみに申し上げたところではないということをご理解願いたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 59番。

○59番（齊藤孝昭） 市長、失礼しました。ただ、もし万が一ですが、ここに来て商売したいというふうな業種の方がいらっしゃいましたら、てんびんにかけてもらって、庁舎移転はおりるというふうなこともぜひ頭に入れて政策を実現していただきたいと思えますので、よろしく願います。

○議長（宮下順一郎） これで、齊藤孝昭議員の質問を終わります。

（「議長、動議」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 議事進行ですか。40番。

（40番 菊池広志議員登壇）

○40番（菊池広志） 先ほどの齊藤議員に対しての市長答弁の中でお聞き直したいことがございますので、暫時休憩をお願いしたいと思います。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 今ちょっと発言中でございますので。

○40番（菊池広志） 先ほどの二十数年というふうなことで、むつ市民のというふうな部分の発言でお聞きしたいことがありますので、暫時休憩を願います。

○議長（宮下順一郎） 発言の趣旨をお聞きしたいということでございますね。

（「はい」の声あり）

○議長（宮下順一郎） それでは、暫時休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時41分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（「議事進行」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 7番。

（7番 川下八十美議員登壇）

○7番（川下八十美） 齊藤議員の一般質問、あるいは答弁そのものについては全くご異議はありま

せんが、市長のいわゆるポートエンジェルス の例をとられました発言の中で、あわせてアメリカでの市長との対応についての答弁の中で、その方はフーリッシュという英語で話されたのか、あるいは日本語としてそういう発言をされたかはわかりませんが、私はやっぱりこれは我々むつ市民に対する非常に不適切な発言だと思います。ですから、先ほど菊池広志議員は休憩中での処理をしましたが、私は本会議において、これは市長から発言の訂正を求めます。

○議長（宮下順一郎） 先ほど休憩中にも菊池広志議員から同様の発言がございました。ただいま本会議を再開いたしまして、川下議員から今のような発言がございましたので、市長、改めて先ほどの発言の部分についての内容をお話ししていただければと思います。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 別にフーリッシュという言葉は使っていませんよ。ただ、そんなに長くやれるの、日本という国の法律は、ちょっと変わっているのだなという、先ほど申し上げましたように、大体2年2期やると終わりなのです。次の人がどんどん出てくるわけです、議員の中に。だから、我々の姉妹都市との関係で、これはPIRAという友好協会の方々は、日本では国会議員と同じように長々と市長だとか議員を務めるのにいいのだという、そういう法律体系を知らない方々が、市長を20年もやっているというのは不思議だなという意味で申し上げたのを、私の表現の仕方がまずかったと先ほど菊池広志議員のご意見に対して申し上げたわけですから、それについては議長に対して取り消しを含めた適切な措置をお願い申し上げたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 7番。

○7番（川下八十美） フーリッシュという言葉を使っているかどうかは、私は本会議において市長

は、こういう発言をされたその部分はやっぱり訂正すべきだと、こういうことを申し上げているわけですから、議長においてはお取り計らいをお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 先ほどの休憩前に菊池広志議員、そして休憩を経ましてただいま本会議を再開いたしまして、川下議員からの議事進行、市長の発言の内容につきましての訂正の申し入れがございました。議長といたしましては、市長の発言の訂正の申し入れを受けまして、議員とはまた立場が違いますので、市長の発言の訂正、取り消しの申し出を受けまして、後刻会議録を精査のうえ措置したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） そのようにさせていただきます。

日程第2～日程第3 建設常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 議案第27号むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第3 議案第38号 平成17年度むつ市水道事業会計補正予算の2件を一括議題といたします。

建設常任委員会に付託した議案についての審査の経過並びに結果について、建設常任委員長から報告を求めます。建設常任委員長。

（34番 飛内賢司議員登壇）

○34番（飛内賢司） それでは、早速常任委員長報告を申し上げます。

建設常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、関係部局職員の出席を

求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の経過について申し上げます。

初めに、議案第27号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。

これについて、理事者側から、平成14年度より継続事業で実施してきている簡易水道統合整備事業の一部完成に伴い、平成18年4月から、金谷沢地区簡易水道事業をむつ地区上水道事業に統合するために条文整備をするものであるとの説明がありました。

次に、議案第38号 平成17年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。

これについて、理事者側から、むつ水道事業、川内水道事業及び大畑水道事業の決算見込みにより補正するものであり、収益的収入57万円、収益的支出901万8,000円減額したほか、資本的収入で4,381万8,000円、資本的支出で6,265万6,000円減額している。

このことにより、補正後の収益的収入は16億615万9,000円、収益的支出は15億5,700万5,000円、収入支出の差し引きは4,915万4,000円となる。

また、補正後の資本的収入は6億4,155万8,000円、資本的支出は10億9,391万9,000円となることから、不足する収入の4億5,236万1,000円の財源として、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等を充てているとの説明がありました。

なお、2議案とも委員からの質疑は特にありませんでした。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 以上で建設常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、3時まで暫時休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました議案第27号及び議案第38号は、区分して1議案ごとに質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

議案第27号

○議長（宮下順一郎） まず、議案第27号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第38号 平成17年度むつ市水道事業会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

散会の宣告

○議長(宮下順一郎) 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月17日と20日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、明3月17日と20日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月18日、19日及び21日は休日のため休会とし、3月22日は東健而議員、鎌田ちよ子議員、目時睦男議員、澤藤一雄議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時02分 散会